

# 「民主党の脱地球温暖化戦略」

～地球温暖化対策基本法制定に向けて～

## 開催記録

2008年6月5日

# 目次

## プログラム

講師・パネリストプロフィール	1
第一部議事録(開会挨拶、基調講演①、基調講演②)	3
第二部議事録(パネルディスカッション)	21
〈参考資料〉	
地球温暖化対策基本法案の概要	45
地球温暖化対策基本法案のポイント	48
地球温暖化対策基本法案(要綱骨子)	49
末吉竹二郎「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」	55
諸富徹「排出量取引制度導入の必要性」	64
浅岡美恵「G8洞爺湖サミットから2009年合意へ ～地球温暖化防止に向けた日本の役割」	75
地球温暖化問題関連用語説明	89
来場者アンケート調査結果	91
民主党「地球温暖化対策本部」の設置について	92

(敬称略)



民主党環境シンポジウム

# 「民主党の脱地球温暖化戦略」

～地球温暖化対策基本法制定に向けて～

日時：2008年6月5日(木)18:30～21:00

場所：時事通信ホール

主催：民主党地球温暖化対策本部

## プログラム

### 第一部

**18:30～18:40 開会挨拶**

岡田 克也（民主党副代表・地球温暖化対策本部長、衆議院議員）

**18:40～19:00 基調講演①**

末吉竹二郎（国連環境計画 金融イニシアティブ 特別顧問）

「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」

**19:00～19:20 基調講演②**

諸富 徹（京都大学大学院 経済学研究科 准教授）

「排出量取引制度導入の必要性」

### 第二部

**19:30～21:00 パネルディスカッション「地球温暖化防止に向けた日本の役割」**

**<パネリスト>**

浅岡 美恵（弁護士・特定非営利活動法人 気候ネットワーク代表）

末吉竹二郎（国連環境計画 金融イニシアティブ 特別顧問）

諸富 徹（京都大学大学院 経済学研究科 准教授）

岡田 克也（民主党副代表・地球温暖化対策本部長、衆議院議員）

**<コーディネーター>**

福山 哲郎（民主党政調査会長代理・地球温暖化対策本部事務総長、参議院議員）

**総合司会** 岡崎トミ子（民主党『次の内閣』ネクスト環境大臣、参議院環境委員会理事、参議院議員）

（敬称略）

■ <sup>あさ おか み え</sup> 浅岡 美恵 弁護士・特定非営利活動法人 気候ネットワーク代表

徳島県出身。1970年京都大学法学部卒業。1972年京都弁護士会登録。スモンや水俣病裁判、豊田商事事件など消費者訴訟に関与。2001年～2003年日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、2006年度京都弁護士会会長。気候変動枠組み条約第3会締約国会議に向けて1996年に設立された気候フォーラム事務局長、1998年特定非営利活動法人気候ネットワーク代表となり現在に至る。中央環境審議会委員、京都府環境審議会及び京都市環境審議会委員として環境政策に関与。



■ <sup>おか ざき と み こ</sup> 岡崎トミ子 民主党『次の内閣』ネクスト環境大臣・参議院環境委員会理事・参議院議員

1944年生まれ。高校時代は体操に熱中、国体出場。ラジオ福島、東北放送でアナウンサーとして27年間放送の現場で働く。1990年衆議院初当選、1993年再選。1996年民主党立ち上げを呼びかけ、副代表就任。1997年参院補選当選、2001年・2007年再選。民主党『次の内閣』ネクスト環境大臣。参議院環境委員会理事、少子高齢化・共生社会調査会理事、民主党地球温暖化対策本部副本部長、脱地球温暖化議員連盟副会長、民主党難病対策推進議連会長、NPO議連副会長、公共事業チェック議員の会副会長、東ティモール議連事務局長、国連人権活動協力議連事務局長、生活環境を有害化学物質から守る議員と市民の会呼びかけ人。



■ <sup>おか だ かつ や</sup> 岡田 克也 民主党副代表・地球温暖化対策本部副本部長・衆議院議員

1953年三重県四日市市生まれ。東京大学法学部を卒業後、通産省（現・経済産業省）に入省。1990年、36歳で衆議院議員に初当選し、現在当選6回目。1992年に自民党離党後、総選挙を経て細川連立政権樹立に参画。以後、「政権交代ある政治の実現」という信念を貫き通す。1998年の民主党結成後は政調会長、幹事長などを歴任し、2004年5月から2005年9月まで代表を務める。代表退任後も「現場主義」をモットーに、国内・海外を問わず各地を訪問し、対話することを重視している。現在は民主党副代表、政治改革推進副本部長、地球温暖化対策副本部長、ミャンマー・サイクロンおよび中国・四川大地震災害対策副本部長、衆議院予算委員会筆頭理事を務める。



■ <sup>すえ よし たけ じ ろう</sup> 末吉竹二郎 国連環境計画 金融イニシアチブ 特別顧問

1945年鹿児島県生まれ。東京大学経済学部を卒業後、三菱銀行に入行。ニューヨーク支店、バンコック駐在員事務所長、成城支店長、米州営業部長、ニューヨーク支店長などを歴任後、1994年取締役就任。1996年には東京三菱銀行信託会社（ニューヨーク）頭取、1998年日興アセットマネジメント副社長に就任、同時期にUNEPFI運営メンバーに就任。2002年6月の退社を機に、UNEPFI国際会議の東京招致に専念し、同年7月には国際環境計画・金融イニシアチブ（UNEPFI）特別顧問に就任し、2003年10月の東京会議を成功裏に終えた。2004年には川崎市国際環境施策参与、2006年鹿児島市環境アドバイザーに就任。現在も引き続きUNEPFIに関わるほか、環境問題や企業の社会的責任（CSR/SRI）について各種審議会、講演、テレビなどで啓蒙に努めている。他に企業の社外取締役や社外監査役などにも就いている。



■ <sup>ふく やま てつ じ ろう</sup> 福山 哲郎 民主党政策調査会長代理・地球温暖化対策本部事務総長・参議院議員

1962年生まれ。同志社大学法学部卒業、京都大学大学院法学研究科修士課程修了。大和証券株式会社入社。退社後、1990年松下政経塾に11期生として入塾。1997年、地球温暖化防止京都会議（COP3）にCOP3民主党コーディネーターとして参加。1998年参議院選挙京都府選挙区においてトップ当選。1999年ダイオキシン対策特措法成立に向け力を注ぐ。2004年参議院議員二期目のトップ当選。参議院予算委員会理事就任。2005年参議院環境委員長就任、2006年環境委員長として、気候変動問題について欧米各国を視察。2007年地球温暖化対策小委員長として、民主党「脱地球温暖化戦略」をまとめる。現在は民主党政策調査会長代理、参議院民主党政審会長、参議院環境委員会委員、参議院予算委員会委員。また、京都造形芸術大学では客員教授を務める。



■ <sup>もろ とみ とおる</sup> 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科 准教授

1968年生まれ。1993年同志社大学経済学部卒業、1998年京都大学大学院経済学研究科博士課程終了。京都造形芸術大学非常勤講師、横浜国立大学経済学部助教授、山梨大学工学部非常勤講師、京都大学大学院経済学研究科助教授、京都府立大学非常勤講師、内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官、ミンガン大学客員研究員、京都大学大学院公共政策連携研究部助教授・准教授、滋賀大学非常勤講師などを歴任し、現在は京都大学大学院経済学研究科准教授。国際公共経済学会賞、日本地方財政学会佐藤賞、NIRA大来政策研究賞、租税資料館賞、納税協会連合会「税に関する論文」奨励賞などを受賞。専攻は財政学、環境経済学。





## 第一部

### 開会挨拶

岡田 克也（民主党副代表・地球温暖化対策本部長、衆議院議員）

### 基調講演①

末吉竹二郎（国連環境計画 金融イニシアティブ 特別顧問）  
「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」

### 基調講演②

諸富 徹（京都大学大学院 経済学研究科 准教授）  
「排出量取引制度導入の必要性」

### 総合司会

岡崎 トミ子（民主党『次の内閣』ネクスト環境大臣、参議院環境委員会  
理事、参議院議員）

（敬称略）





2008年6月5日  
時事通信ホール

## 民主党環境シンポジウム

# 「民主党の脱地球温暖化戦略」 ～地球温暖化対策基本法制定に向けて～

### 第1部

午後6時32分開会  
開会のあいさつ



岡崎トミ子（民主党ネクスト環境大臣・参議院環境委員会理事・参議院議員） 皆様こんばんは。お足元の悪い中、大勢の皆様にお越しいただきました。まことにありがとうございます。ただいまから「民主党環境シンポジウム 脱地球温暖化戦略～地球温暖化対策基本法制定に向けて

～」を開催いたします。

私は総合司会を務めさせていただきます参議院議員の岡崎トミ子と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

いよいよ「洞爺湖サミット」が間近に迫ってまいりました。地球温暖化を抑えるために日本がどんな役割を果たしていくのか、何を発信するのか、世界が注目をいたしております。いろいろと議論がなされているさなかでありますけれども、民主党は昨日、地球温暖化対策基本法案を国会に提出いたしました。このシンポジウムに間に合って本当によかったなど、ホッとした気持ちでございます。そういう中で行われるシンポジウムでございます。きょうのこの機会を皆様とともに議論を深めていく大事なきっかけにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は皆様、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、民主党地球温暖化対策本部長の岡田克也副代表から皆様にごあいさつを





申し上げます。岡田さん、お願いいたします。(拍手)  
岡田克也(民主党副代表・地球温暖化対策本部本部長・衆議院議員)  
皆さんこんばんは。きょうはいろいろご予定もおありだったと思いますけれども、わざわざご出席いただきまして本当にありがとうございます。民主党の温暖化対

策本部長の岡田克也です。

昨日、私どもは地球温暖化対策基本法を国会に提出いたしました。実は党の中でもさまざまな議論がありまして、相当真剣な議論を約2カ月間いたしました。その結果として、まとめて国会に提出することができたわけでございます。そのお披露目も兼ねてきょうはこのシンポジウムを開催させていただきました。

皆さんお一人お一人にとりまして、きょう時間を割いて出てよかった、何か得るものがあった、そう思っただけのような前向きのシンポジウムにしたいと考えております。

さて、私自身この地球温暖化の問題、関心は持っておりましたが、特に危機感を持ったのは、昨年12月にインドネシアのバリ島でCOP13が開催されました。そこに出席して、特にNGOの皆さんやあるいはEUの政治家たちにさまざまな意見をいただきました。「日本はどうなっているんだ」、そういう趣旨の意見が多かったと思います。彼らから「累次のIPCCの報告で科学的な結論は既に出た。あとは政治家がそれに対してどう取り組んでいくかという問題ではないか」と言われまして、私は論理的にはなかなか反論できないなとそのときに感じた次第であります。

そしてこの5月にドイツに参りました。EUの取り組みはさまざま先進的なところがありますが、特にドイツは非常に前向きにこの問題に取り組んでいると思います。私はまず驚いたのは、5月の初めでしたが、アウトバーンを走ると一面真っ黄色である。どこかで見た風景だと思ったのですが、菜の花畑が続いているわけですね。私の地元三重県四日市市は昔は菜の花、菜種油で有名でありまして、私が小さいころはまだそういう状況があったのですが、今はすっかりなくなってしまいました。その菜の花からとれた油をディーゼルエンジンに入れて使っている。今バイオエタノールは非常に有名になって、その功罪がさまざま議論されていますが、それに一步先立ってディーゼルエンジンに菜種油を入れて使っている。国として本当にエネルギーの問題、温暖化の問題に真剣に取り組んでいることが伝わってまいりました。そして風力発電や太陽光電池、発電のその多さです。もう

25年以上前ですが、私も通産省に勤めておりましたときに新エネルギー開発に携わったことがあります。そのときに太陽電池と燃料電池を中心に絞り込みをして、かなり国としてもお金を投じてまいりました。しかし、その成果もここ数年であつという間に抜き去られて、今やストックペー



スで見ると太陽電池の設置量はドイツは日本の倍以上になっております。日本でもシャープや京セラや三洋や三菱電機といったメーカーが頑張っているわけですが、今やトップメーカーはQ-Cellsというドイツのメーカーである。非常にもったいないなあという感じがしたわけであります。風力発電も大変設置が進んでおります。そういった流れの中で日本ももっともっと積極的に進めていかなければいけないのじゃないかと感じました。

また、私が通産省に勤めておりましたときに、第2次オイルショックがありました。私はそのとき石油を担当していたわけですが、あのときオイルの価格が上がって日本の産業界が取り組んだその真剣さは、今でもよく覚えております。すべての生産プロセスを分析して、どこかにムダな熱エネルギーがないか、廃熱がないか、あるいはエネルギーの使用を石油以外のものにもっと変えられないかということ全体を挙げて取り組んだところがほとんどだったと思います。その結果として、日本の石油の消費はかなり減りましたし、そういうふうにして省エネ構造にしていってそれがその後の日本の競争力につながったわけです。第2次オイルショック後は日本のひとり勝ちという時代もありました。今の石油価格の高騰、そして温暖化の問題、これを一つのチャンスとしてとらえて、日本に新しい産業を興していく。あるいは日本の産業は競争力を持って、今持っているすばらしい技術にさらに磨きをかけて、世界に向かってそれを発信していく。そういう大きなチャンスとしてとらえて、物事を組み立てていくべきではないかと考えております。

きょうは会場の皆さんからも後ほどご意見もいただく予定にしておりますので、さまざまご示唆に富むご意見をいただければありがたいと思います。

私あまり長く話す必要はないと思いますので、始めさせていただきます。よろしくお願ひします。(拍手)

岡崎 地球温暖化対策本部長の岡田克也副代表でございました。ありがとうございました。

さて、皆様にご配付させていただきます資料の中に質問用紙が入っております。第2部のパネルディスカッションで使わせていただきたいと思いますので、恐れ入ります

がその前にぜひ書いてくださいますようお願いを申し上げます。

## 基調講演① 「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」

岡崎 それでは、第1部の基調講演に移らせていただきます。

初めに、国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問の末吉竹二郎さんから「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」と題して講演をしていただきます。末吉さん、どうぞよろしくようお願い申し上げます。(拍手)



末吉竹二郎（国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問） 皆さんこんばんは。きょうはこういう記念すべき日にお呼びいただきましてありがとうございます。日本で初めての温暖化に関する法案が出たということでありますので、私も大変喜んでおります。

本来ならば、福

田総理の懇談会の内幕をお話するのがいいのかもしれませんが、きょうは少し広い視点から私が見ております世界の流れということでお話をしたいと思います。特に私は金融に関心がありますので、世界の金融が今どのような状況にあるのかをお話したいと思っております。

もともと私は地球温暖化問題を見るときに、これを気象現象の話とは全く見ておりません。それが原因であるのですが、今や地球温暖化問題が世界の政治を動かし始めております。もちろん経済も動かし始めております。企業経営のあり方にも非常にインパクトが出てまいりました。もちろん我々一人ひとり、個人の日常生活にもこれから非常に大きな影響が出てまいります。つまり社会全体にいろいろな影響が出始めておりますので、そういった観点から地球温暖化問題を見る必要があるのではないかと考えております。

さらに、この地球社会は21世紀に入りまして新しいルールをどんどん作り始めております。日本ではDe-Regulationと言っておりますけれども、私は今地球社会はRe-Regulationの時代に入ったと思っております。古いレギュレーションは取り除かれていきますけれども、これから21世紀社会が必要とする新しいレギュレーションがどんどん入ってきます。そういったことでものを見ますと、世界では新しい次元での国際競争が始まったのじゃないかというふうに私は感じております。



例えば社会のお金の流れが変わり始めたということでもあります。あのブッシュ大統領率いるアメリカは、京都議定書離脱以降全くこの問題に振り向いていないというふうに見ておられる方がいらっしゃるかもしれませんが、私はアメリカはすっかり変わったと思っております。日本よりはるか先を行っているということではないでしょうか。少し最近のアメリカの金融のお話をいたします。

ことし4月にビッグ3の一角を占めますフォードが突然すごいことを言いました。「2020年までに自分たちのつくる新車から出るCO<sub>2</sub>を30%削減する」と言いました。これはビッグ3で初めてのコミットメントであります。なぜフォードがこの時期にこんなことを言ったかといいますと、実はバックに大きな投資家グループがあったということでもあります。二つございまして、一つは300の宗教団体のお金を運用している機関投資家グループであります。彼らの運用資産は10兆円を超えるそうであります。もう一つは、もともと気候変動に非常にリスクを感じている投資家グループであります。このグループの運用資産が5兆ドル、500兆円あります。この二つのグループがフォードに株主提案をしてプレッシャーをかけた。それを受けてフォードが、ある種のコンプロマイズだと思いますが、株主提案を引き下げさせる、ウィズドローするかわりにこういうコミットメントを出したということでもあります。今や温暖化で株主が自分たちの投資資産を守るために、企業にプレッシャーをかけ始めている。これ、ぜひ考えてください。日本の年金でこういった行動をとっているところがありましょか。

実はもう一つのグループがことし2月に次のような発表をしました。これは50の年金基金であります。「私たちだけで向こう2年間で1兆円の投資を始めます」。どこにお金を出すかという、再生可能エネルギーにお金を入れるんだということでもあります。この機関投資家グループは、このまま進むと自分たちの投資先企業の価値が損なわれる。特にCO<sub>2</sub>排出の多い企業はどんどん価値が損なわれる。つまり株価が下がるということでもあります。地球温暖化がもたらす被害、特に気候変動リスクを自分たちの投資のリスクだと受けとめているわけでありまして。その投資のリスクを回避するには、CO<sub>2</sub>を出さないようにしてほしい、あるいはCO<sub>2</sub>を出さないところにもっとお金を入れて推進しようじゃないかということでもあります。逆に言いますと、CO<sub>2</sub>を出し続けるところは、こういった機関投資家から見るともはや長期的投資の魅力がないということでもあります。

さらに、ことしの2月にアメリカの金融機関が「炭素原則」を発表しました。これは再生可能エネルギー等にもっともっと多くの投融資をしていくと同時に、ある種の化石燃料を焚く石炭火力発電所についてはこのままではもうお金を貸さない。実はそんな表現ではないのですが、火力発電所に対する投融資は、従来に比べて非常に厳しいDue Diligenceをやるということを行いました。今までどおりではお金を貸さないということでもあります。

なぜアメリカの金融機関はこんなことを言い始めたのかといいますと、アメリカのCO<sub>2</sub>発生源の3分の1が石炭火力発電所です。ですからこういったことに反対の市民もたくさんいるわけです。そういう人たちが今金融機関にプレッシャーをかけて石炭火力発電所への投融資を見直してほしいと。これが今金融機関への大きな圧力になっているのであります。そういったことを受けて、このようなそうそうたるメンバーが「炭素原則」なるものをつくって、世の中にコミットメントを始めたということでもあります。

さらに、アメリカ第2位の銀行であるBank of Americaの頭取が、自分のお客様を前に

して「これから皆様にお金を貸すときの審査において、皆様方が出すCO<sub>2</sub>を借金としてカウントします」と言いました。負債だ、ネガティブ・アセットなんだということでもあります。この背景にはやはり同じように石炭火力発電所への圧力もあります。

それからこれは皆様よくご存じだと思いますが、今アメリカで多くの法案が上程されております。それから昨日上院にリーバーマン・ウォーナー法案が出ております。こういうようなことを考えますと、アメリカにもう間もなくキャップ・アンド・トレードが入るのだということでもあります。入った暁には、CO<sub>2</sub>大量排出の企業は当然それがコストになります。EU-ETSをごらんになればそのとおりであります。今はただかもしれないCO<sub>2</sub>の排出が間もなくコストに換算されるようになる。そういったことを先取りした発言ではないでしょうか。

こういったアメリカの議論の中でCO<sub>2</sub>を出す企業への貸し出しは、まさにサブプライムローン以下になるのじゃないか、こんな冗談とも本気ともとれる話が出始めているのであります。

さらに、ついこの間、アメリカの機関投資家、例えばカルパース（CalPERS、California Public Employees' Retirement System）、これはカリフォルニア州の公務員の共済組合として、世界最大クラスの年金基金であります。日本にも数千億円の株式投資をしていると言われております。こういったところが中心になって、連邦政府は早く規制を入れるべきだという要求を出しました。連邦政府レベルの政策の不在は、省エネとか再生可能エネルギーをアメリカの中で進めていく上で投資への阻害要因になるんだと。つまり政治のフレームワークができていない中で、そういうところへは投資がしづらい、早く全体的な長期的な政治によるフレームワークをつくってほしい。

これは後のパネルディスカッションでも議論になるかと思いますがけれども、ヨーロッパはもう明らかに長期の方針を示しております。ビジネスにとってあした、あさって、1年後、2年後どういう政策が出るか、変わるかどうかわからない中で長期投資をすることは基本的にできません。10年後、20年後、30年後までの国としての大きな方針を示してくれるところこそ、企業は安心して投資ができるのであります。ですから、こういうところでの政治の役割は非常に重要だと私は思っております。機関投資家グループがこういった要求を出しているのは、ビジネスからしても当然ですし、どうも今申し上げましたリーバーマン・ウォーナー法案への援護射撃であるというようなことが出ているのであります。日本の年金とか金融機関はこういった思い切った発言がなかなかできておりません。しかし、日本においても間違いなくこういった流れは入ってくるのではないのでしょうか。いや、むしろ日本も、例えば公的年金・私的年金のお金の使われ方も、こういった温暖化対策の面から見ると非常に重要になってくるのではないのでしょうか。

それから金融から申し上げますと、お金の流れが明らかに変わり始めたのではないのでしょうか。このお金の流れというのは要するに金もうけのためのお金であります。金もうけという言葉が悪いですが、通常のビジネスの中で行われる新規投資のお金です。ニューマネーです。クリーン・テクノロジーと呼ばれる再生可能エネルギーを中心とする市場規模は2006年に6兆円、2007年に8兆円、そして2017年には25兆円、これからますます大きくなるだろうというのが全体の読みであります。そういうことであるがゆえに、この分野へのニューマネーがどんどん大きくなり始めております。クリーン・テクノロジーへの

資金流入は2年間で25兆円です。こういった投資ももっとふえるでしょう。5年、10年資本蓄積がクリーン・エネルギーの分野でなされるとしたら、これは非常に大きな産業が育つのではないのでしょうか。逆に、そういった資本蓄積がなされていない国ないし経済は、これから非常に競争力を失っていくということでもあります。

ここに「Solar Valley」と書きましたが、これはほかならぬSilicon Valleyのことです。もうSilicon Valleyとは呼ばない。Solar ValleyないしはSun Valleyと呼ぶのだと。なぜならば、今シリコンバレーに、太陽光発電を中心とする新エネルギー、クリーン・テクノロジーへのベンチャー・キャピタルが非常な勢いで流れ込んでいる。このベンチャー・キャピタルから新しい技術が生まれ新しいビジネスが誕生していくのだとしますと、こういったダイナミズムを持っていない経済や国は一体どうなっていくのかという話であります。

非常に残念なことが一つあります。「Japan Passing」と書きましたが、IPO (Initial Public Offering)、新しく企業を興して、それを大きくして上場する。上場することによって創業者が大きな創業者利得を懐に入れると同時に、その企業が社会の持ち物となってもっともっと大きくなっていく。それがIPO、新規上場であります。再生可能エネルギー、クリーン・テクノロジーの分野で日本でIPOをした企業はこのところ全くございません。おそらく2001年前後に1社だけ日本であったそうです。統計が少し古いのですが、2005年、2006年の2年間だけでも欧米の資本市場では60件行われております。あの有名な中国のサンテックも上場しております。

こういったのを皆さんどう考えますか。確かに日本では新エネルギー分野は、既存企業が新しい分野を広げるという意味でやっていますが、必ずしも新規上場が必要ではないと思います。でも、例えば中国のこういった分野の新規企業がなぜ東京市場で上場しないのでしょうか、できないのでしょうか、しようとならないのでしょうか。明らかに今、日本の資本市場は海外からは全く魅力がないと見られているのではないかと思います。こういったことではたして日本はいいのでしょうか。日本の企業が自分のマーケットでもうIPOをしない、海外の新しい有力企業が、日本のキャピタル・マーケットを通り過ぎて、ヨーロッパやアメリカで上場をしていく。そこで資金調達をしていく。こういったことは日本にとってプラスでしょうか。

さらに東京は、かつてニューヨーク、ロンドンに並んで世界の三大金融都市、金融マーケットをつくらうということすらありました。今、ある調査によりますと、東京は世界で第10位であります。10位というのは、皆さんが想像するようなごく普通の都市よりもはるかに東京が劣後しているということでもあります。こんなことではたして日本は21世紀にどう競争していくのかということでもあります。

私は地球温暖化問題を単なる気象現象の問題ではなくて、新次元の国際競争だと申し上げました。そのことをもう一回違う観点から申し上げますと、将来も含めて世界各国が打ち出すさまざまな温暖化政策は、本来であればなかなか打ち出しにくかった、でもやらなければいけない政策を打ち出すための大きな手段になり始めている。「温暖化」という名前を使って、本来であればなかなか言い出せなかったことを言って国を変えていくのだ、経済のあり方を変えていくのだ、産業のあり方を変えていくのだ、こういったようなことでの動きになっているのではないのでしょうか。

この温暖化問題、特に低炭素経済や低炭素社会を目指そうということであれば、このことは社会全般、国家全般にかかわる、すべての分野にかかわる政策の見直しが必要になってくると思います。こういった広い意味での総合的な長期戦略を「温暖化」をテーマに考えて実行できる国こそ、21世紀前半の世界のリーダーになるのではないのでしょうか。

この温暖化に取り組むに当たって初期コストが大変だ、余計なことなんだ、面倒くさいんだ、そんなのやめてくれという対応で取り組むのか。むしろ、厳しい新次元での国際競争に生き残っていくために、「温暖化」をテーマに何をしなければいけないのか、何をすべきなのかといったことを真剣に議論する国こそ、21世紀に残っていくのではないのでしょうか。

一つだけ例を申し上げます。ドイツは、岡田さんがご訪問されたそうでありますけれども、こんなことを言っております。2020年までに40%削減する、あるいは再生可能エネルギーへの依存率を18%ぐらいに引き上げると言っております。2020年というあと12年あります。12年の間にドイツがこの目標をことごとく達成したと思っております。とすれば2020年においてドイツはどのような国になっているのでしょうか。明らかに低炭素経済の足がかりをつかんでいると思いませんか。あるいは低炭素社会への第一歩を大きく踏み始めている、そういう国になっていると思いませんか。

とすれば、もし日本がそういった低炭素社会や低炭素経済への進行ができていないとしたら、2020年においてわが国はそのドイツとどうやって競争するのでしょうか。政治はもちろんであります。経済はもちろんであります。個人の生き方も含めてそうであります。低炭素社会を目指して世界が競争を始めた中において、日本がどうやって残っていくのかということでもあります。

非常に端的な質問を申し上げます。「2015年に温暖化も含めて世界をリードしている国はどこだろうか」、こういう議論を海外の人とすると、間違いなく出てくる名前は三つです。中国、アメリカ、EU。皆さん、こういう状況でいいと思われませんか。2015年あるいは2020年に世界をリードしているのはこういう国々なんだと。こういうことで日本の若者が夢を持つ国に我々はできるのでしょうか。中国、米国、EUの3極体制ではなくて、日本が当然4極の一角を占めるんだ。そういうようなことでの温暖化対策を衣に着的新しい政策を、この国は打ち出していくべきではないかと思っております。

もはや地球社会は上限のあるCO<sub>2</sub>排出の時代に入りました。地球が吸収できる能力以上に永久にCO<sub>2</sub>を出し続けるわけにまいません。世界が目指しているのは、早く地球の吸収力内に我々の排出を抑え込もうということです。としますと、我々の経済や人間活動を制約するのが大きくCO<sub>2</sub>の排出量ということが出てまいりました。私はその時代を「CO<sub>2</sub>本位制」と呼んでおります。これは私の造語ですが、決してネガティブな意味ではありません。排出できるCO<sub>2</sub>をもって最もベネフィットを生む国・産業・企業・地域こそ、これから最も栄えるものになるのだ。としますと、はやりの言葉で申し上げますと、どの国が、どの産業が、どの企業が、あるいは個人も含めて、カーボン・イフィシアンシーを最も高めるようになるのか。カーボン・イフィシアンシーあるいはカーボン・プロダクティビティを最も高くする国・産業・企業こそ、21世紀をエンジョイしていく国になるのではないのでしょうか。

そういった中では「CO<sub>2</sub>を出すのは、悪いことだ」「CO<sub>2</sub>を減らすのは、よいことだ」



という、きわめて単純ですが、非常に明快な価値基準がこの社会の中に組み込まれていく。そういう時代が始まろう。いや、既に始まっているのではないのでしょうか。ぜひ私も日本もこの低炭素社会を目指して本当に新時代を切り開いて、新次元での国際競争の中に日本が残っていく、そういった高い志と強い決意を持ってこの問題に対応すべきではないかと思っております。

「最後の木が死に、最後の川が毒され、最後の魚を採ったとき、人はお金は食べられないと気づくのだ」、これは私が大変好んで使う19世紀アメリカの先住民の言葉であります。どんなにすばらしい携帯電話を持っていても、おなかですべて携帯をかじることはできません。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

岡崎 末吉竹二郎さんにたくさんのキーワードをいただきながら「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」と題してお話をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、京都大学大学院経済研究科准教授の諸富徹さんから「排出量取引制度導入の必要性」と題してご講演をいただきます。

諸富先生、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

## 基調講演② 「排出量取引制度導入の必要性」



諸富 徹（京都大学大学院経済研究科准教授）皆様こんばんは。京都大学の諸富です。どうぞよろしくお願い致します。

私のほうは排出量取引一本に絞りまして、いただいた時間の中でお話をしていきたいと思えます。

実は私は大学院生のころに環境税の研究から出発をいたしまして、現在排出量取引の研究もしているわけです。環境税の研究をしてまいりましてなかなかもどかしく思っていたのは、例えば環境省が環境税の提案を2004年、2005年にされましたが、環境政策の体系的なプログラムを打ち出す政党がなかなか出てこなかったということです。

ところが、民主党が今回は地球温暖化対策基本法案ということで、「基本法案」という名前がついていますが、非常に体系的なプログラムを出された点に特徴があると思えます。



排出量取引創設というのも実はその一要素として入っているわけですが、これだけではなくて、税も含めた非常に体系的なプログラムを出されたことは、私自身非常にうれしく思いますし、感慨深く思っております。

また福田ビジョンについての報道も出ておりますが、こういう形で日本の政党間でよりよい政策をめぐって競い合うメカニズムが働くことが、ひいては日本の政策の質を高めていくことにつながっていくのではないかと思います。

私自身も1990年ごろドイツに留学しておりましたが、感心したのは、既に1990年の時点で全政党が環境税導入を掲げて総選挙を戦っていたわけです。結局導入は遅れまして、社会民主党のシュレーダー政権が成立した1999年によりやく導入されることになるわけです。いずれにせよ、環境税の導入自体はいいことであるという政党間合意が成立した時期は、ドイツではかなり早かったわけです。

イギリスでも同じように保守党と労働党の間で一種のコンセンサスはある程度いい政策を出すか競うことで、むしろ有権者を引きつけようとしている。こういった姿がようやく日本でも根づきつつある。今日はそういう意味では非常に記念すべき日だと思います。

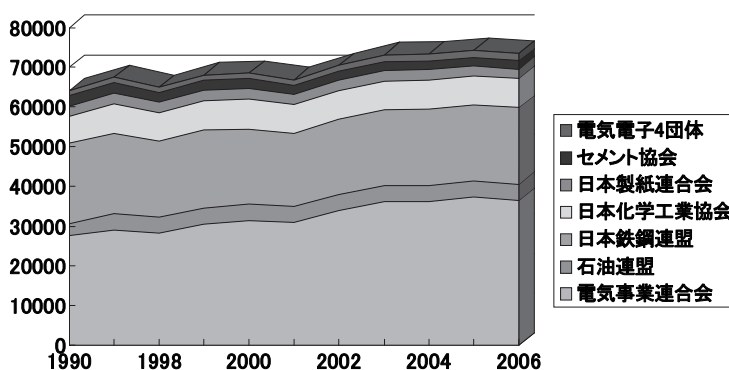
さて、私自身の話の内容に入りますけれども、なぜ排出量取引が必要なのかということです。ここは議論するまでもないことですが、IPCCの報告やスターン報告やいろいろありまして、炭素の排出をこれからドラスティックに減らしていく。京都議定書で1990年比マイナス6%はもちろんのこと、それ以上に減らしていく必要性が出てきている。

ところが日本の現状はこういう形で、むしろ増加をしています。とりわけ電力部門でも石炭火力発電の寄与が非常に大きくて顕著な増加が見られるわけです。そこでやはり炭素に価格づけを行っていく必要があるという主張を私はしていきたいわけです。

例えば自主行動計画主要7業種における排出動向を見ていただきますと、これは直接排出でとっておりますので、もちろん電力に関するダブルカウント分はございます。これは大体10%増となっているわけですが、経団連の方のご指摘を見ましても、ダブルカウントを差し引いても4%増だそうです。問題は、4%増か10%増かということを超えて、これからは大量排出のセクターからの排出をいかに減少させていくか。そうでなければなかなか脱炭素社会・低炭素社会への道は切り開かれないという点にあるわけです。

そして国際合意がどうなるかということがこれからCOP15まで含めて議論されていくわけですが、やはり産業セクターからの排出を減らすことなしには、日本全体として福田ビジョンに盛り込まれるといわれる長期的には60~80%減という目標はとて達成できないわけです。このことは家庭や運輸の部門において排出削減必要なしということの意味する

## 自主行動計画主要7業種における排出量の増加



わけではなく、もちろん必要ですが、やはり直接排出で見ますと6割を占める産業・エネルギー転換部門、こちらからいかに減らすか、これは非常に重要な課題であります。

そこで私もここ半年以上にわたって経団連の方々やその傘下の方々と何度も議論してまいりました。自主行動計画ではだめなのかということですが、やはり私自身は問題があると思っています。京都議定書の約束期間の範囲内はともかく、それを超えて日本が非常にドラスティックな排出削減をこれから求められていくときに、自主行動の継続では非常に難しいであろう。

時間の関係ですべての点について議論をすることを省きますが、問題点2として、これから量的なタームで削減を迫られていく世界に入るわけですから、自主行動計画では原単位目標を許容していますが、原単位で目標を改善したとしても、生産量がふえれば結局はCO<sub>2</sub>の排出量はふえてしまう。したがって、やはり排出量取引に移行することによって、量的なタームで排出量をコントロールしていくという世界に入っていく必要はないだろうか。

問題点3として、経済学者として非常に不思議に思うのは、自主行動計画では努力する者が経済的に報われる仕組みになっていないわけです。フォローアップの席で「よくやった」というふうにおほめの言葉をいただくことは可能でしょうが、市場メカニズムの世界において、環境に対して努力することが経済的にも報われる世界をつくることは、これから成長と環境保全を両立していくためには非常に重要なことではないか。

そして問題点4として、これからドラスティックな削減をしていく中で、少しでも安い費用でその目標を実現していくことも非常に重要なポイントだと思います。

そういう意味で自主行動計画から排出量取引に移ることは非常に大きな利益があります。一番大きなのは総量をしっかりコントロールできる。もちろん全セクター、運輸や家庭まで含めるのはなかなか難しいわけですが、少なくとも大口の排出源に関してはこの排出量取引のコントロールの範囲内におさめることが可能である。そして先ほど言いました費用効率性の改善、排出量取引をやるとなぜ費用効率性が達成できるかという詳しいお話は今日はいたしません、これが達成される。そして技術革新へのインセンティブも働くということです。

そもそも排出量取引制度に関して産業界の方がなかなか納得されない一つの大きな理由は、公平な排出枠配分は困難ではないかという点にあります。排出量取引というのは人工的なマーケットを立ち上げるわけですから、通常のマーケットに所有権が設定されていないところに新たにある種の所有権を設定する。それがまさに排出枠を配分することになります。これが公平にやれるのかということは常に問題提起されるわけです。私から言わせれば、「じゃあ自主行動計画はどう公平なのか。外部から検証されるような形で公平な基準が設けられているのか」と逆に問題提起をさせていただきたいのですが、いずれにせよこういった点が必ず議論されてまいります。

これまで行われている排出量取引の中では、「グランド・ファザリング」「ベンチマーク」「オークション」という三つの方式があります。前の二者が無償で行われるものであり、オークションというのが有償で行われるものです。大なり小なり三つの方式のいずれかの組み合わせという形でやられています。

公平ということを議論するならば、「排出量取引を入れることで公平な配分なんてどう

せ無理」と、最初から批判する入り口論にとどまるのではなく、「どういう公平性をあなたは議論しているのですか」ということが問題だと思います。こういう公平性ということ考えた場合には、例えばグランド・ファザリング方式がいいのか、ベンチマークがいいのか、個別に具体的に議論していく段階に入っているのではないかと思います。

仮に排出量取引が理論的には望ましいとしても、現実にヨーロッパで行われているEU-ETSは非常に失敗したものではないかという批判も行われているわけです。あれは一種失敗したものだ、だから失敗したものを日本があらためて繰り返す必要はないのではないかとことすら言われているわけです。実際に第1期が2005年～2007年に行われたわけです。そして第2期が2007年～2012年。第3期、これは方針が発表されているだけですけれども、2013年～2020年。確かに第1期に数々のEU-ETSは失敗をしているわけで、そこはこれを支持している我々も皆認めている点です。第1期のキャップといわれる総量が非常に甘く設定された。そのために2006年春に価格暴落が起きた。こういったことは確かにあるわけです。そしてグランド・ファザリング方式を用いて最初は無償で排出枠を配分したわけですが、これがさまざまな問題を生むやり方であった。これも実は皆認められる点です。

ところが、それを排出量取引の本質と見るのか、あるいは改善可能な問題だと見るのかによって、実はその後の行き先が変わってくると思うのです。これを批判される方は「だから排出量取引はだめなんだ」。そして場合によっては「自主行動計画のほうがよっぽどましである」という結論が出てくるわけですが、私はそうは思いません。むしろ排出量取引の問題点、とりわけEU-ETS第1期で起きている問題は、ある種、EU-ETSのもとで採用された制度に特有のものであって、これは実は改善可能です。第2期で既にある程度の改善が行われております。例えば総量は既にかなり厳格になっています。2005年度比でマイナス5.7%、こうやってグッと締めたことによって需給が締め、価格は直近4月18日段階で調べると26ユーロ前後である。現在これよりももう少し上がっております。ほぼ緩やかな上昇傾向ですが、かつての乱高下はなくなっております。

初期配分は、依然として基本的に問題の多いグランド・ファザリング方式によっていますが、ベンチマーク方式の活用が増大、そして現在は最大10%を上限としてオークション方式が用いられるということになっております。

これが価格動向を示したものであります。青で示しました2007年物の価格変動の激しさは確かにそのとおりでありまして、2006年春には、排出枠の過剰配分が明らかになったことによって価格がダウンと落ちたわけです。それから2007年物、第1期で流通している排出枠は第2期へ持ち越せない

## 排出量取引は「マネーゲーム」か？



ために、無価値になります。これがなぜ青の線が最後はゼロになっているかという理由があります。

しかし、ピンクの2006年春にダウンと落ちたものについては、先ほど説明しましたように、排出枠がギュッと締まったことによって価格はむしろ安定化し、緩やかながら右肩上がりです。20~25ユーロ前後で推移しているということです。

そして実は、排出枠が持ち越せない問題というのは、排出枠取引の期間を第1期とか第2期と区切ることによって、最後は排出枠の価値が無価値になってしまうことから生じてしまうのですが、この問題は今後解消されていくこととなります。つまり、第1期から第2期、第2期から第3期に移行するごとに期間が長く設定される傾向があります。第2期は2008年~2012年です。次が2013年~2020年ですから、どんどん期間が長くなることによって、ある程度こういった問題が解消されていくと見ることができると思います。

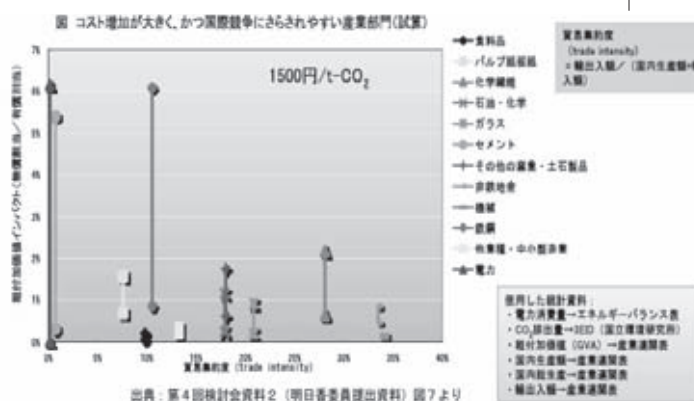
EU-ETSの指令案では、さらに2013年以降はオークション方式を全面的に用いていくことが打ち出されております。先ほどから何度も言及されているリーバーマン・ウォーナー法案でもオークションを全面的に活用していく。オークションを入れることによってグランド・ファザリング方式という特有の初期配分の方式のもとで起きてきた問題は、かなりの程度解決を見ていくということが明らかになりつつあるわけです。

第1期のEU-ETSで指摘されたさまざまな問題は解決不能な、そして排出量取引に本質的な欠陥であるという批判がなされたわけですが、実はそうではなくて、かなりの程度この制度は改善へ向けて努力が行われているし、実際にそちらのほうへ世界は動いているということです。

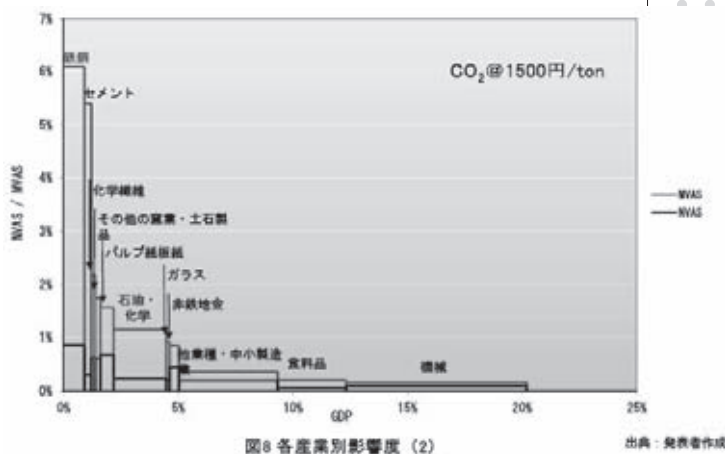
「こういった排出量取引を入れると産業の国際競争力が失われる」、これは非常に大きな批判点であります。今から少しその影響をお見せしたいと思います。

これは環境省で現在行わ

## 排出量取引制度の産業影響(1)



## 排出量取引制度の産業影響(2)





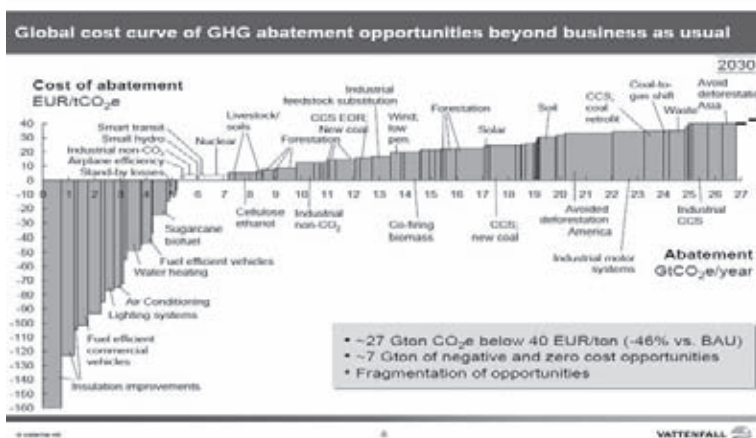
れています検討会において、東北大学の明日香先生がイギリスのケンブリッジグループの方法論をほぼ踏襲する形で実際に計算された絵です。日本でこれを適用するようになるか。棒のようなものが縦に描かれています。なぜ棒状になっているかということ、棒のトップは排出枠を全量オークションでやった場合のコスト影響です。付加価値に占めるコスト増加の比率がどれくらいであるか。やはり全量オークションでいきますとかなり大きな影響が出る。それに対して、棒の下限は無償配分のときの影響を示しています。ここから分かるのは、無償配分で初期配分を行った場合の影響はかなり限定的だということです。ここから言えるのは、無償配分をやれば経済影響はかなり抑えられる。そして有償配分をやった場合、影響は出るけれども、実は影響する産業は結構特定化できるということです。電力、セメント、鉄鋼が非常に影響が大きいわけです。こういったところは確かに排出量取引がもたらす影響を考慮し、制度設計を考える必要があるだろうと思います。

横にGDPをとり縦にその影響をとったということで並べたものでも、同じような傾向が出ております。国際競争力ということを考える場合に、産業がすべからず普遍的に影響を受けるわけではなくて、かなりでこぼこがある。特定の産業はきわめて大きい影響があり、ここには手当てをする必要があるけれども、その他の産業については比較的穏当な影響で済む可能性が出ております。

さて、「日本の排出削減ポテンシャルは『乾き切ったぞうきん』、あるいは『絞り切ったぞうきん』のごとき状態であって、もう削減ポテンシャルはない」という話もこれまたよく出ます。しかし、スウェーデンに本社を置くエネルギー会社のヴァッテンフォール (Vattenfall) が世界の削減ポテンシャルを表した図で、削減ポテンシャルのいろいろなオプションが示されているわけです。コストの安いものから高いものへ、左から右へ並べているわけです。左は下のほうへ棒がおりておりますが、これはコストがマイナスである。逆に言えば、やれば得をするオプションです。初期投資こそかけなければいけないが、それによってエネルギーコストが軽減できて、数年で回収できて、あとは逆に得をしていく。このような削減オプションがまだ使い尽くされずにかなりの程度残っている。これを利用するだけでかなりの程度削減できる。さすがに7ギガトンあたりからはコストをかけなければいけないわけです。

これはその図をもう少し圧縮して、これから世界で2050年半減ということを考えていく場合に、大体450ppmぐらいまで落とさないといけないという話があります。このときにどれぐらいの価格づけをすればよいのかということを示しております。40ユーロ前後の炭素に価格づけをすると、それより費用の小さいオプションがオレンジ色で塗られているわけ

## 削減の技術的ポテンシャルはまだ まだ存在する



です。企業は削減コストと排出枠価格を比較するわけです。40ユーロぐらいの価格がつけば、排出枠を買うよりも自分のところで削減オプションを使って削減したほうが安いというのがオレンジです。もし炭素に価格がつくと、経済合理性から言って削減を実行したほうが経済的に得であるという世界が成立してくるわけです。なぜ価格をつける必要があるかというのは、こういう理由で説明されます。

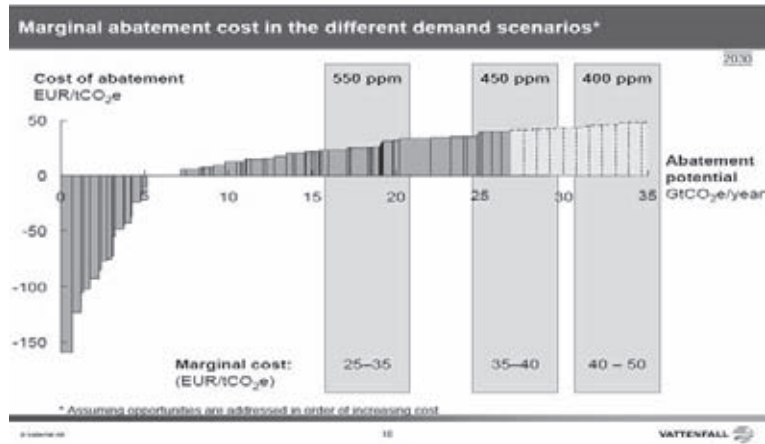
日本は今まで世界で最も優秀な削減技術を持つと言われてきました。しかし、ここ10年停滞をしているのではないのでしょうか。既に追いつかれつつあると言うことができます。

日本がこれから排出量取引をなぜ入れるのかということ考えた場合に、確かに岡田さんが冒頭でおっしゃったように、石油ショックのときに非常に真剣に取り組んだため

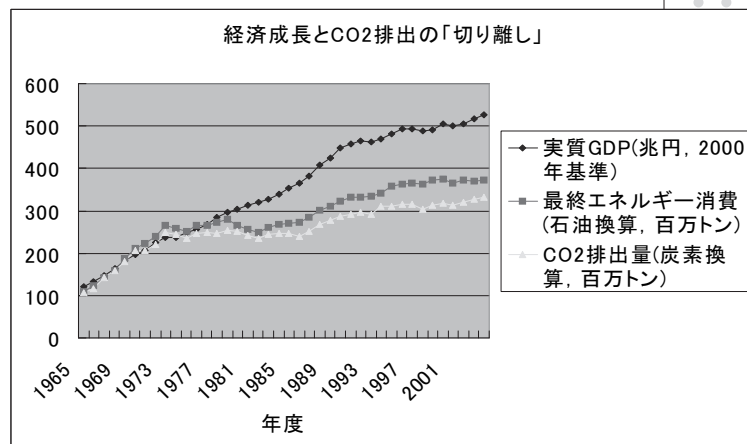
に、石油ショックまではGDPの伸びとエネルギー消費の伸びがほぼ並行だったのですが、石油ショックのときの努力のおかげで切り離されるわけです。それ以降は同率では伸びなくなっただけです。これは日本経済の非常にすばらしい点です。ところが、脱炭素社会に入るということは、GDPがふえても炭素排出が減るといって世界に入らないといけません。もう一步の努力が必要です。そのためにやはり排出量取引が必要だと思います。

最後に結論ですが、私自身は環境規制の強化は経済に打撃であるという「環境か経済か」の世界をやはり超えていく必要があるだろうと思います。民主党のプログラムはまさにそこをねらっていくものではないかと見ております。低炭素社会・脱炭素社会の中にこそ日本の利益があるのだという見方をしていく必要があると思うのです。もちろん脱炭素社会への移行はコストを伴いますが、単に気候変動リスクを制御できるだけではなく、化石燃料依存を減らすことは日本にとっても外交的・政治的・地政学的な立場を強化することの一つはつながるわけです。そしてある種の新たな産業革命に匹敵するものを我々自身が引き起こしていく。その中に新しい日本の産業利益を見出していく。これが非常に重

## 炭素に「価格を付ける」必要性



## 排出量取引は「経済統制」ではない



要なポイントだと思います。私自身は、こういった社会変革に積極的にコミットすることによって新しい社会を切り開いていくことが必要だと思いますし、今、そういう決断をする時期に来ていると思います。

以上で私のお話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

岡崎 排出量取引制度導入の必要性について、諸富徹様からご講演いただきました。ありがとうございました。

第1部をここで終わらせていただき、10分間の休憩後、第2部に移りたいと思います。

## 第二部

### パネルディスカッション「地球温暖化防止に向けた日本の役割」

#### <パネリスト>

浅岡 美恵（弁護士・特定非営利活動法人 気候ネットワーク代表）

末吉竹二郎（国連環境計画 金融イニシアティブ 特別顧問）

諸富 徹（京都大学大学院 経済学研究科 准教授）

岡田 克也（民主党副代表・地球温暖化対策本部長、衆議院議員）

#### <コーディネーター>

福山 哲郎（民主党政務調査会長代理・地球温暖化対策本部事務総長、参議院議員）

#### 総合司会

岡崎 トミ子（民主党『次の内閣』ネクスト環境大臣、参議院環境委員会理事、参議院議員）

（敬称略）







## 第2部

# パネルディスカッション 「地球温暖化防止に向けた日本の役割」

岡崎 それでは、パネルディスカッション「地球温暖化防止に向けた日本の役割」を始めさせていただきます。特定非営利活動法人の気候ネットワーク代表の浅岡美恵様、先ほどご講演をくださいました末吉様、諸富様、そして岡田本部長の4名でパネルディスカッションをしていただきます。（拍手）ここからはコーディネーターの福山哲郎参議院議員にバトンタッチしたいと思います。民主党の地球温暖化対策基本法案を本当に大車輪で岡田本部長と一緒にやってつくった福山哲郎参議院議員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）



福山哲郎（民主党政調会長代理・地球温暖化対策本部事務総長・参議院議員） 皆さんこんばんは。福山でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

今日はこんなにたくさんの方々に集まりいただき大変感激しております。さらに言えば、先ほどの末吉先生と諸富先生

の話が非常に良いお話だった一方、とても難しかったので、このパネルディスカッションは少しわかりやすい表現も含めてやっていきたいと思っております。

冒頭ご紹介をさせていただきます。先ほどのお二方の先生に加えて、パネリストとしてお越しいただきました気候ネットワーク代表の浅岡美恵先生でございます。（拍手）末吉先生、諸富先生、そして岡田克也本部長ともどもにパネルディスカッションを始めたいと思います。

まず、浅岡先生から10分ほど、現状についてのご認識等々についてお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 浅岡氏より問題提起

浅岡美恵（気候ネットワーク代表・弁護士） 皆様こんにちは。私は本業は弁護士ですが、市民の立場から温暖化に取り組んで10年を超えました。1997年の気候変動枠組み条約第3



回 締 約 国 会 議  
(COP3)の京都  
会議から10年を超  
えてしまったから  
であります。本日  
はNGOの立場か  
らの今日の問題の  
とらえ方をお話さ  
せていただきたい  
と思います。

先ほど末吉先生  
は、温暖化を止め  
るために、CO<sub>2</sub>排  
出を自然の吸収量  
の範囲にとどめ  
なければいけない

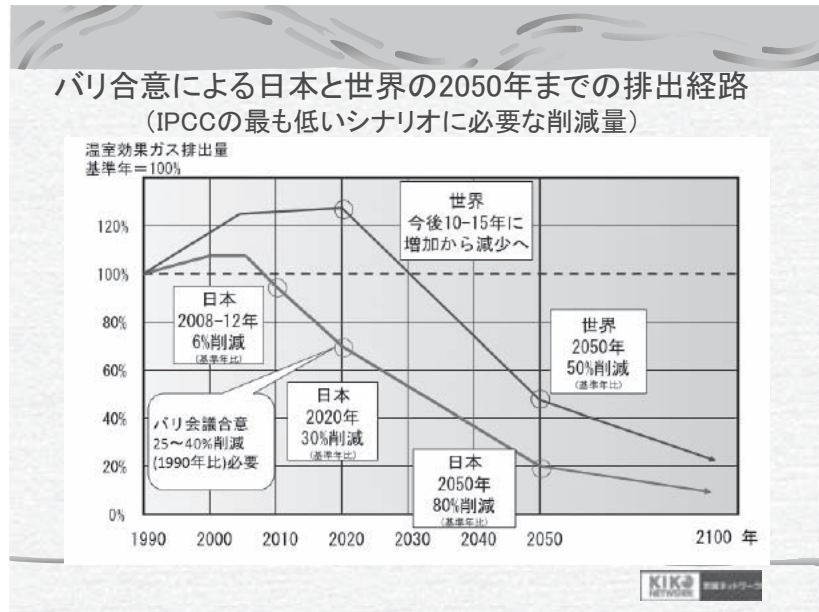
とおっしゃられました。これからも温暖化は避けられない状況ですが、この温暖化の進行をどこかでとめようという試みであります。温暖化が進みますと、最近の例ではミャンマーに見られるように、サイクロンなどが巨大化するなど大きなインパクトがもたらされ、特に貧しい地域に災害を生んでいます。地震に対しては、地震に揺らがないしっかりした家をつくり、早期に避難警報を出す、ということしかできないのですが、温暖化問題ではハリケーンなどの巨大化を防ぐこともできる、それをやろう、というのが政治の責任だと思います。私たちは、政治の方々と一緒にやりましょうと申し上げているところであります。

既にずいぶん温暖化していることはお感じになっていると思いますが、今後、どのレベルで温暖化を止めようとしているのかといいますと、2℃程度の気温上昇にとどめることができるだろうかという瀬戸際にあるのです。これまでの流れでは、4℃、5℃、6℃も上がりかねない。こういう瀬戸際なのです。100年に1度の気温上昇は、南に150km移動することに値します。この距離感を持ってイメージしていただければと思います。

そこで、NGOやEUは、工業化の前から2℃未満の気温上昇にとどめるための国際的な取組みを求めてきました。昨年12月、インドネシア・バリでのCOP13の会議で、京都議定書を批准している国の会合で決めたことは、世界全体で、これから10～15年のうちにピークを迎え、今世紀の中ごろには現状から半減よりも大きく削減し、吸収量と見合うところまで減らす。そのために先進国は、2020年までに90年比で25～40%減らすことが必要との認識が共有されました。それでも、2.8℃の上昇が想定範囲内です。だから、どうしてもやらなくちゃいけない。

この図はそうした世界の流れ、世界の排出経路、そして日本のような先進国がとっていくべき道筋を示したものです。2050年の削減目標、2020年の削減目標が焦点となっていますが、それだけではないのです。これらの中長期のポイントだけでなく、道筋が大事なのです。途中で増加しても、その後下げればよいということではなく、これからはずっと削

減の経路を辿っていくのだということを、今、私たちはしっかり受けとめることがすべての出発だと考えております。今20歳の方は、人生の終わりまでこの道です。「右肩下がり」の道を、我々は今までの感覚でとらえて、内心で拒否するところがあったかもしれません。しかし、炭素排出量の右肩下がりには決して暗



いものではなく、先ほどの末吉先生のお話にありましたように、新しい産業や新しい暮らし方、新しい発想が求められ、それらを生み出す、ある意味で創造的なチャレンジの時代である。そこにめぐり合わせた若い人たちは、やりがいがある時代に生きることになるのだと考えることができます。私たちはそのように提起し、そして、「やりましょう。やれますよ」と先導していただくのが政治の役割だと思っています。日本は、まだ、このような発想に立てていないのかもしれませんが。それで、日本の長期目標も定まらず、ましてや中期目標はどうなるのかわからないという状況にあるのですが、世界は既に数年前から、危険な気候変動を防止するためのバックキャストの時代に動いておりました。

ヨーロッパの流れは先ほど諸富先生からもお話がありました。域内排出量取引制度を実行に移し、かつさまざまな政策をパッケージにして、まさにこうした経路を実現するための政策を法律にして、確たる社会のシグナルとしようとしております。EUとしてだけでなく、イギリスやドイツは国内の仕組みもつくっており、EU-ETSの対象外の排出源対策も具体化させ、イギリスはClimate Change Bill、気候変動法案と呼んでいます。世界で初めて気候保護法が近々成立する予定ですし、ドイツでも具体的にそうした動きが起っています。アメリカは、州レベルで取引制度などの制度化が動いていますが、リーバーマン・ウォーナー法案が一番よくまとまった法案としてよく知られています。来年の連邦議会では、次期大統領のもとで必ずや、ブッシュ政権とは全く違う政策が現実化するでしょう。

私たちは、その法案を勉強いたしました。勉強するだけではなくて、皆様と共有したいと思ひまして日本語に直しました。(翻訳した法案を掲げて)とって小さい字で書いてありますが、このように厚い冊子で、気候ネットワークで頒布しています。先日、福田首相にお会いしたときに、この冊子を差し上げました。「これを見てください。この重さを感じてください」。これだけのことが世界の国々で動いているということでもあります。

これを地図に表しますと、このようになります。それぞれの国でしっかりした中長期の目標を設定し、その実現のために詳細な取引制度の設計をけんけんがくがくの議論もし、仕組みをつくってきています。EUは加盟国間責任やオークション収益の配分についても

詳細な議論をしています。ヨーロッパだけではなく、アメリカに加えて、オーストラリアも2010年からEU型の取引制度を開始すると決めて、既に動き出しています。先進国の中で何もないのはロシアと日本だけになってしまいました。日本はロシアとは立場が違います。こんなことでいいのかと、お感じになられると思います。



そういう日本がG8の洞爺湖サミットの議長国となるわけです。福田首相も、今ヨーロッパを回られて、周りから聞いていることとは空気が違うなあと思われたかもしれません。2009年12月にデンマークであるCOP15で、京都議定書の第2の約束期間に当たります2013年以降の枠組みを決める。そこでの課題は、「先進国の目標と約束」「途上国の行動」「先進国から途上国への資金や技術の移転」「貧しい国々の適応への支援」、大きくこの四つです。残された時間はわずか1年半しかありません。洞爺湖サミットではせめて先進国の中期目標に目途をつけたいところですが、日本の道筋が決まらないため、リーダーシップがとれるだろうか懸念されています。

しかし、この洞爺湖サミットは、日本の政策を世界のトップレベルにジャンプさせてもいい機会です。このジャンプの機会を逃せば、先ほど末吉先生がおっしゃられたような困ったことがさらに倍加するわけであります。これは最大限使っていただきたいと思います。

日本は交渉の流れを妨害する国の一つになっています。G8環境大臣会合での議長サマリーで、抽象的ですが幾つかの前進的がありました。例えば、国内排出量取引制度は有用であるとか、中期の目標が必要であるとかは、すべて、日本に向けられたものだと受け止めました。

今、一番の焦点は、日本が独自に主張している中期目標設定のための「セクター別・アプローチ」です。セクター別に、総量ではなくて効率を比較し、先進国も途上国も横串で共通の目標にしようとするものもありますが、日本の中期の総量目標との関係では、原単位目標と予定生産量をもとに予定される削減量を積み上げてそれぞれの国の中期目標にしようとするものようです。G8環境大臣会合で、このような効率によって積み上げられた削減量は、科学の要請から2℃の気温上昇に抑えるために必要な削減量には足りず、そのギャップを政策で埋めなければいけないと総括されています。福田ビジョンに、この点がどのように反映されるのか、私は大変注目をしていますが、心配もしているところでもあります。



また、政府として、排出量取引の導入に動きそうな様子が見えてまいったかと思います。しかし電力や鉄鋼業界の皆様は、諸富先生からご紹介いただいた、総量でのキャップを前提とする制度ではなくて、エネルギー効率単位のような、イギリスで既に破綻した仕組みにしようとしているようです。このあたりもこれから注意して見ていきたいと思います。

気候ネットワークでは、気候保護法を提案いたしました。この活動を評価いただきましたことを大変うれしく思います。私たちは、これから、気候保護法の制定を求める広い市民の運動をつくっていききたい。そのためのキャンペーンのキャッチフレーズとして、若者から、「Make the Rule」という名称があがっています。若い人たちはこういう発想で、共感を持って見てくださっているようです。詳細は、別途、機会がございましたらご紹介させていただきたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

福山 浅岡先生は気候ネットワークの代表でいらっしゃいますが、1997年のCOP3のときもずっと京都の会場にいらっしゃいました。私も国会議員になる1年前でございまして、実はその会場にありました。私の選挙区は京都ですので、浅岡先生ともずっとおつき合いをさせていただきながらこの問題に取り組んできました。

地球温暖化に疑う余地はありません。過去100年の間に世界の平均気温は0.74℃上がりました。そして最近の12年間のうちの11年は、1850年以降の地球の気象の中で最も暑い11年でございました。いろいろなところで異常気象も起こっています。浅岡先生からお話もありましたが、この問題は生態系の破壊をとめることと、そして国際的なルールづくりと、両方に対する取り組みだと思っております。

そのような認識の下、民主党は、昨日、地球温暖化対策基本法案を提出させていただきました。実はいろいろなところから反対の声もあったと岡田本部長がおっしゃっていましたが、半年以上にわたる議論の中で法案をつくりました。岡田本部長のリーダーシップあったことだと本当に思っております。ここで、その基本法案の中身について岡田本部長から皆さんにご紹介をさせていただきたいと思います。

## 地球温暖化対策基本法案の概要について

岡田 私のリーダーシップではなくて、私は怖い顔をしてにらんでいただけで(笑)、あとは皆さんがそれぞれいい結論を出していただいたと思っています。

お手元に「地球温暖化対策基本法案の概要」というのがありますので、それに沿いましきわめて簡単にご説明をしたいと思います。

1番の「趣旨」のところですが、いろいろ書いてありますが、基本的にこの法案の骨格は、中長期的な排出量の削減目標を設定する。その目標達成のために具体的手段、すなわち国内排出量取引制度、温暖化対策税、新エネルギー等の利用促進の措置などを講じて、環境と経済の両立、地球環境・生態系の保全を図る、こういうものであります。

基本理念のところにも四つ書いてあります。「ライフスタイルの変化等を通じた低炭素社会の実現」「国際社会に対する積極的貢献」「わが国にとってのエネルギー安全保障への寄与」「技術開発・普及の促進」。

こういったことを基本理念として、これからは具体的中身ですが、中長期目標、これは

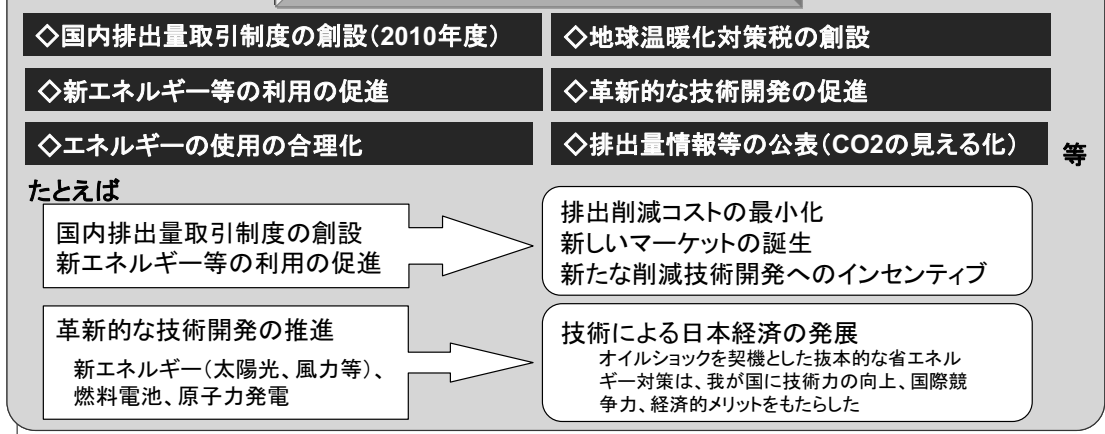
## 民主党「地球温暖化対策基本法案」のポイント

【法案の目的】 地球環境・生態系の破壊を食い止めながら、国際的な協調を進めつつ、経済成長や豊かなライフスタイルを実現する

### 中長期目標の設定

温室効果ガス削減目標 : 2020年までに25%の削減、2050年より早い時期に60%超の削減  
(1990年比)  
新エネルギー等供給目標: 2020年までに一次エネルギー供給量の10%の導入

### 目標を達成するための基本的施策



先ほど来いろいろ議論が出ておりますが、2020年までに1990年比で25%削減する。わが党としては参議院選挙の前に20%削減という数値をマニフェストに書きました。ただ、バリ島の会議でも25~40%というのが国際的ないわば常識となりつつある中で、25%という数字を掲げさせていただきました。実態を見ると、なかなかこの数字は厳しい数字だと思います。現実に「2012年6%削減」がほぼ不可能な状況の中で、それから短期間に25%まで行くというのはかなりの努力を要します。しかし、今すぐ対策を講ずることでこのことは可能であるというふうに判断して、25%という数字を掲げさせていただきました。

そして2050年までのできるだけ早い時期に1990年比60%超の削減を目指す。福田総理も2050年については60~80%という数字を福田ビジョンの中でお書きになる可能性が高いと報道されています。60~80%というのは、COP13でも出てきた数字であります。法律に書くとなると、「2050年までのできるだけ早い時期に、1990年比60%超の削減」という書き方になります。60%削減を達成した後、さらに2050年に向けて60が70、70が80と、そういうことを含んで「2050年までのできるだけ早い時期に60%削減」ということを掲げました。

もう一つ、新エネルギーについて2020年までに一次エネルギーの供給量の10%にするという目標も掲げさせていただきました。

基本的施策として、①から⑬まで書いてありますが、①から⑥までご説明をしたいと思います。

まず①は、排出量取引制度の創設。2010年度からこれを動かすというふうに考えております。そのためには直ちに取りかからなければならないということになります。

②温暖化対策税の創設。これは今、党の中で具体案を詰めているところですが、来年度からこれをぜひ創設したいと考えております。

③新エネルギーの利用の促進。先ほどの一次エネルギー供給量の10%という目標に向けて具体的な、例えば固定価格買取制度などを考えていくということでありませう。

④は技術革新。中長期的にはこれが非常に重要だということになると思います。

⑤は省エネ、そして⑥はCO<sub>2</sub>の見える化、排出量情報等の公表であります。

こういった具体的な政策の骨格をこの基本法案に書きました。それぞれの制度設計はそれぞれの法律をこれからつくってやっていくことになるわけです。

最後に、セクター別アプローチということですが、セクター別アプローチの中身がいろいろあります。我々は、セクター別に積み上げた数字を全部積み上げて国の目標数値にしようという気持ちは持っておりませう。ただ、セクター別に国ごとに、例えば鉄鋼業なら鉄鋼業、CO<sub>2</sub>の排出という観点から見た効率性はかなり違います。そうであれば、そういったことを国際的に一つの基準で考えていくことも有用だと思いますので、「有効性及び国内外における普及について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」、こういうふうに書かせていただきました。

政府が中期目標についてどうするかということに私は非常に注目しております。中期目標を書くのか書かないのか、それがどれだけの数字になるのか。もし中期目標で20%とか25%削減ということを書くのであれば、基準年次を我々は1990年ということを書いておりますが、基準年次をいつにするのかを言わないと数字の意味はありませう。そういったところがはたして閣内でコンセンサスが得られるのかどうか、非常に注目しているところあります。2050年の長期の目標は非常に重要ですが、具体的に政治的に意味を持つのは2020年という中期目標だと思います。2050年、長期的にこうしていくということは大事ですが、私も1953年の生まれですから、2050年には97歳になってしまいます。政治家として、そんな先のことだけではコミットしたことにはならないのだからと思うわけです。今生まれたばかりの子どもたちは、2050年には40代から50代というまさしく働き盛りであります。しかし、彼らには今投票権はありませう。したがって、そういった世代のことをしっかり考えて我々は今行動しなければならぬのだと考えているところあります。

以上、私どもの法案の概要の概要をご説明させていただきました。

## ディスカッション

福山 ありがとうございます。岡田本部長の言われた基準年の話は非常に重要でございます、去年からずっと「2050年までに半減」と政府は言っておりますが、これはいつから半減させるのかと聞いても、実は国会でも全く明らかにされませう。この点は、これからの国際交渉で非常に重要だということで、岡田本部長からの指摘があったのだと思っております。

我々の申し上げている基本的施策は、どの項目一つとっても議論になると思うんですが、今日はせっかく3人のパネリストの先生方がお越しなので、わが党の法案についての評価を、甘口・辛口両方含めて一言ずついただければと思っております。

諸富 実はこの10年の評価という話は後で出るのかもしれませんが、ずっと先送りの10年



だったと思うんです。そういう意味では、これまで先送りされてきたものがここですべて入ったとも言えるものでして、その点ではこの法案を非常に高く評価したいと思っております。基準年も今岡田さんがまさに1990年ということを言われたわけですが、“京都議定書不平等条約説”によると、1990年を基準にしたこと自身が日本にとって不利であるという議論もあり、実際、その後日本の排出量はふえているわけです。ですから、むしろ基準を直近にずらし、ふえたところからの出発のほうが日本にとっては楽であるということもわかっていながら、あえて基準年を1990年に設定されたという点も非常に野心的なことだと思います。

そういう意味で民主党のこの法案は、何が現実的に可能かというところから積み上げるという発想ではなくて、あえて高い目標を掲げて、そこへ到達するために何をすべきかということを考えていく、そういう非常に重要で興味深い、期待したい法案だと思います。

福山 大変高く評価をしていただいて、お気を遣っていただいてありがとうございます(笑)。では、末吉先生よろしくお願ひいたします。

末吉 法案としてこういうのができたこと自体大変すばらしいことだと思いますが、あのアメリカですらもう10本以上の法案ができていますので、そういったことでは大変評価をしたいと思っております。

私自身、日本の長期政策、温暖化政策は三つの視点が重要だと思っております。一つは、国際社会と危機感が共有できていること。つまり目標観が共有できているということがあります。同じポジションに立って議論をするのだ、努力をしていくのだということが重要であります。そのことからしますと、ここに挙げられているさまざまな目標数値は、世界と一緒に議論のできるレベルのものである。そういったことで大変評価したいと思っております。

それから私が重要に思っておりますのは、国民が全員参加するというシステムを日本へ持ち込む必要がある。これは負担も含めてであります。そういった視点とか、あるいは先ほどのお話で申し上げましたとおり、これは国際競争ですから、日本がこの競争に負けるわけにはいきません。どうしたら国際競争に勝てるのか、この視点も非常に重要であると思っております。ですからそういったところをこれからもう少しふやしていただければと思います。

それから私が関心を持っております金融の分野、今世界のお金の流れが変わり始めておりますので、日本のお金、日本の社会のお金の流れをどう変えていくのか、これは非常に大きなパワーを発揮すると思っておりますので、そういったところへの配慮もぜひしていただければと思っております。

あとは地域振興です。日本の第一次産業が今非常に苦境に陥っております。農業、水産業、林業です。こういったところの衰退と地域の衰退とを重ねてみますと、非常に寂しい、残念な状況にあると思っておりますので、温暖化政策をとる中でどうやって笑顔を取り戻すような地域にするのか、この視点も非常に重要だと思っております。

福山 重要なお指摘をありがとうございました。浅岡先生、よろしくお願ひいたします。

浅岡 私は弁護士という仕事柄思うのですが、法律になるということは、社会の基本のルール、ベースのルールができるということでもあります。この温暖化については、あわせて、今回の法案にもありますように、長期の気候を安定化させていくためにこういう道筋なん

だというビジョンとかメッセージを国民に提供しますし、それが法律になっていくということは国民みんながそれを共有することでありますから、我々がどこに向かっていくのかということを考え、大きな方針転換をしなければいけない出発だと思うわけです。

ぜひともこうした長期のビジョンに基づいて、かつ大きな削減を達成できるように社会・経済の枠組みを変えていく柱立てをここに13本書いてくださっていますが、大きなもの、少し補足的なものがあるかと思いますが、しっかりした柱立てを盛り込んだ骨格が示される。これは日本のこれからの取り組みの出発だと思います。わが国でこうした議論ができる、まずここが出発点、本当に歓迎をしたいと思っています。

ただ、若干の点を申しますと、私どもNGOの立場から提案しているところから見ますと、さらなる削減が必要なのではないかという気持ちを伝えたいと思います。

それから法案の中で、私は法律家だから感じるかもしれませんが、「必ず守らなければいけない、達成しなければいけない、拘束力のある目標なんだ」ということが伝わるような、2050年は若干努力目標に見えているように思いますが、そのあたりの拘束力性を言葉の中に入れていただき、理念のところも「排出の抑制」という言葉にとどまっているのは、「削減」としっかり入れていただくとか、少々細かい点はあります。でも、とても歓迎されます。

ただ、この13の柱立ての中にないものの一つとして、私は1点だけお願いしたいと思うのは、情報基盤の整備というのは非常に重要であります。現在の地球温暖化対策推進法の情報基盤の整備のための制度はとても不十分ですので、取引制度を導入するについて活用できるものではありません。直接排出で把握ができませんし、出たくない事業者は出さなくてもいいみたいなことになっておりますので、出発としてその仕組みも入れていくという点をお願いしたいと思います。

それから、こうして民主党から出していただくことが各政治の世界にも大きくインパクトを及ぼし、各党の動きを加速すると思いますが、最終的には法律になるには国会全体の少なくとも過半数を占めないといけない。それも衆議院、参議院ともに。やはり各党とともに連携して法案化していくという意味でのご努力もお願いしたいことと、もう一つの点は、こうした目標を共有していくための市民との連携というところで、私たちもキャンペーンをやっていくのですが、またご相談したいなと思っているところでございます。

福山 岡田本部長、今何点かご指摘をいただいたことも含めてお答えをいただければと思います。

岡田 大変難しい、厳しいご意見をいただきましたが、若干わかりやすく申し上げたいと思うのは、この問題は、産業革命以来の石炭や石油という化石燃料に依存した経済発展から、基本的にそれを転換するという非常に大きな話、人類の歴史の中できわめて大きな話だということが根底にあるということです。化石燃料に依存しない経済発展あるいは私たちの豊かさというものを目指す、そういう非常に大きな試みであるということが一つです。

そして、この温暖化の問題、きょうもたくさんの皆さんに来ていただいて、関心を持っていただいている方は非常に深く理解をしていただいているわけですが、あまり関心のない方もたくさんいらっしゃる。それはやはり政治の怠慢だと反省しております。今回この法案を出したことで、それを一つのきっかけにして、やはり国民的な関心を高めていかなければいけない。例えばゴミの分別収集一つとっても、日本人というのは理解すればきち

っとできる国民だと私は思うわけです。しかし、温暖化の問題については、その重要さはまだきちんと理解されていない。そこをアピールする、説明する中で、国民運動をもっともっと起こさなければいけないと思います。

先ほどネクタイを外しました。このクールビズも発想としては悪くなかったと思いますが、これが温暖化とどうつながっているかというのが必ずしも伝わっていないと思うのです。一つのファッションとしてはいいと思うのですけれども、そういったことを伝える責任が私たち政治の側にあるということでもあります。

あと2点だけ。我々はマーケットをつくり出すという発想にも立っているわけで、先ほど太陽電池の話もありましたが、日本自身が大きなマーケットをつくり出す中で産業の発展を促進する、その結果として雇用もふえる、あるいは日本の経済成長にもつながる、そういう発想は非常に重要だと思っております。

最後に、地域振興のお話をご指摘いただきました。私も全国を回っていて、自然エネルギーとかバイオとかになりますと地域興しに直結する問題だと思えます。ドイツに行っても、旧東ドイツの地域で新エネルギーについての産業が非常に進んでいるわけです。地域に行けば木がたくさん生えていますし、使われていない田畑もたくさんありますから、そういうところを利用しながら、さまざまな地域興しと自然エネルギーやバイオの活用をかみ合わせた一つの成長モデルがつかれるのではないかと考えています。

福山 ありがとうございます。若干法案にかかわった者として言わせていただきますと、浅岡先生の言われた市民グループとの連携、国民への告知や啓蒙も含めてということで、実は⑫に「政策形成への民意の反映」という項目を入れさせていただきました。しかし法律ですから、これを具体的にどのように仕組みとしてつくっていくかということが、我々の法律を通してからのチェックの仕方になります。そこは我々としては肝に銘じていかなければいけないと思えますし、CO<sub>2</sub>の見える化の話をも岡田本部長からご説明をいただきました。これはまさに、例えば電気料金の検針票とか請求書に「CO<sub>2</sub>が何トン」と表示するようになれば、それぞれの家庭で減らす気分が盛り上がってくるとか、それから先ほど末吉先生のお話にありました株価への反映について言えば、企業のいろいろな財務諸表の中にCO<sub>2</sub>の削減というのをどのように盛り込んでいくかということも視野に入れて我々としては法律に書かせていただきました。

しかし法律は、細かくいくところは全部政令・省令事項になっていきますので、我々としてはそのことも含めて、今いただいたご指摘に対応していきたいと思えます。

今日は専門家の方ばかりでございますので、若干いやなことも含めて、質問をしたいと思えます。例えば、先ほどから金融・投資の話が出てきています。末吉先生にお伺いをしたいのですが、この議論になるとあちこちから「マネーゲーム化するのではないか」「投機になるのではないか」「CO<sub>2</sub>みたいに形のないものに価格をつけてどうするのだ」といった批判があります。このような批判が経済界も含めてあちこちから出てくるのですが、このことに対してどのようにお考えでしょうか。

末吉 非常に重要な問題提起だと思えますけれども、今、世界の金融機関、あるいは広く金融という世界で申し上げますと、大きな反省をしつつあります。それはなぜかと言いますと、スターン・レポートにもございますとおり、この温暖化をもたらしたのはマーケットの失敗だという言い方があります。キャピタル・マーケットを含む市場経済が失敗した

からこそ、こういう状況になったのだと。とすれば、温暖化対策をとっていく上では、市場をもっと規律正しいものにしていく必要があると。特に金融の中で申し上げれば、お金の使い道をもっと考えようという話であります。銀行に預けた預金が一体どこに使われているのか。環境破壊に使われているのか、CO<sub>2</sub>をガンガン出す企業に使われているのか、それとも環境保全に回っているのか、CO<sub>2</sub>を減らす新しい産業に回っているのかということでもあります。

ですから私が冒頭申し上げたのは、今、例えば年金基金の世界で申し上げれば、そこがお金の投資先を変えようじゃないかと。新しい価値基準を持ち込もう、お金だけじゃない価値、すなわち環境、社会的責任、ガバナンスを大事にして投資判断を決めていこう、こういう新しい風が吹き始めております。これは非常に大きな流れになると思います。何せ、年金基金は世界の株の4分の1を持っていると言われてます。大株主です。今の資本主義は「年金資本主義」と言われるくらいです。そこが今、動き始めますから、日本だっとうかうかしてられませんよ。だって、日本の上場企業の株をたくさん持っているのは海外の年金基金ですから。そこが行動を始めます。株主総会に出てきて提案をします。ですから、これは大きな変化を生み出します。

マネーゲームですけれども、今、世界のどんなマーケットであれ、金融手法が入っていないマーケットはありません。ただモノを売ったり買ったりするだけで済んでいるマーケットというのは、基本的に非常にローカルな小さなマーケットです。大きくなればなるほど金融手法が間違いなく入り込んでいます。株だってそうでしょう。為替だってそうでしょう。いろいろな商品取引だってそうですよ。今、世界の市場を動かしている金融手法を、仮にそれがマネーゲームなのだという批判であれば、私は当たらないと思います。株だって、どのマーケットだって、実際に金融手法による恩恵を受けているのが現実であります。

ただし、マネーゲームが実体以上の価格をつくることは誰一人望んでいません。もちろんそういうことは排除されなければいけないわけです。例えば今、世界のカーボン・クレジットの市場を見ても、ある統計によりますと、実際は8割くらいは相対取引だそうです。つまり売る人と買う人が直接やり合っている。つまりここには基本的にマネーゲームが発生する余地はありません。本当に必要な人が必要なところから買っている。

じゃあ実際に相手が見えない中で売買している、例えば東京の株式市場と同じように、マーケットに売ってマーケットから買う、間に仲介があるところは2割くらいあります。ところが、その2割の世界の片側に、金融が入っている、金融機関が相手になっているのが非常に多いということでもあります。もし、そのことをマネーゲームだと言うならそれはマネーゲームかもしれませんが、実態はこういうことなのです。皆さん、モノを売ったときにいつもこういうことを心配しませんか。モノを売って渡したのだけれども、相手が本当に代金を払ってくれるのだろうか。あるいはお金を持っていてちゃんと払う意思があって、買う約束をしてお金を渡したのに、モノが本当に来るのだろうか。そういう心配をすることはないですか。

つまりモノを売る、買うということには、正しくモノが渡される、正しく代金が支払われる。これは反対方向で非常に重要なことですよ。どちらが欠けても取引は成立しません。とすると、相手が本当にモノを渡してくれるのか、相手が本当に支払いをしてくれる



のかを誰が保証してくれるのですか。だから市場側に、その市場の取引の相手に、例えば金融機関が出るわけです。そうすると、見も知らぬ人にモノを売ったり、見も知らぬ人からお金をもらうよりは、世界の金融を相手にするほうがよほど手間暇も省けるといものじゃないでしょうか。とすると、金融がこういう売買の相手方どちらか片側につくことはある意味ではきわめて自然なことでもあります。そういうことをマネーゲームと言うのは、たぶんすべての市場における実態がわかっていないはずであります。

最も極論で言いますと、マーケットに参加している100人全員が「売りだ」と言ったときに、マーケットは成立するのでしょうか。値が毎日下がるだけですよね。でも1人だけでも、ここは「買いだ」と思う人がいると、99対1でも値が成立しますね。それは本当にマーケットにとって不都合なことなのでしょうか。

そういうようなことを考えますと、マーケットの制度の本来求めている機能を本当に大事に思う話と、そのマーケットが時たま起こすいろいろな事件・事故、それをとらえてマーケットの本質が本当にだめだと言うのとは、少し議論が違うと思いませんか。私はそんなふう感じております。

マーケットには規律は必要です。何でもできるマーケットというのは本来あり得ません。ですからマネーゲームは当然排除されなければいけませんけれども、仮にその言い方の中に、物づくりでなきゃ参加できないとか、金融が入るのはおかしいという議論をされるのは、今すべての方が世界のマーケットの中である種の恩恵を受けていることを、みずから否定することにもなるのではないかと思います。ですから、もう少し広い意味での議論をしていく必要があるのではないのでしょうか。

福山 そのマーケットに関係する排出量取引市場なのですが、諸富先生に、先ほども若干コメントをいただいたと思うのですが、もう一度確認をしたいと思えます。国内排出量取引制度の導入に当たっては「公平な配分ができないのではないか」という批判がたくさんあります。またもう1点は、先ほどの話とつながるのですが、結局マネーゲームになって、本当の意味でのCO<sub>2</sub>の排出量の削減にはならないのではないか、お金だけの売買になるのではないかという批判があります。このことについてどのようにお考えでしょうか。

諸富 公平な配分というのは、排出量取引市場を創設することに伴って必ず通過しなくてはいけない関門になります。そして排出量取引制度を導入するとすれば、制度が成功するか失敗するかを決める一番重要な要素がいわゆる初期配分、あるいは初期割当と呼ばれる問題ですよね。ここで、初期配分が公平に行えるかどうかという点を論じようとするれば、まずどういう公平基準を採用するのかを議論しなければいけないのです。公平な割当などできないという言説は、「公平」とは何かをまず論じること自体を封じているのです。

「入り口論」と私が呼んでいるのはそういう意味です。例えば経団連の皆さんは、どういう公平を頭の中に置いて「公平など無理だ」とおっしゃっているのですかと、まず問いたいのです。そこから議論が始まると思うんです

先ほどのプレゼンテーションの中で大急ぎで言及したので、説明を詳しくしませんでした。グランド・ファザリングという配分方式は、各企業の過去数年間の平均排出実績のようなものをとるわけですね。その数字に基づいて無償で配分してしまいますので、これまでの既得権益をほぼそのまま比例的に認めましょうという意味で、ある種の公平観念にかなうということですね。そうだとすると、直近でたくさん排出している人はたくさん排

出枠をもらえてしまう。逆に、過去に結構努力をして排出を減らしている企業は、グランド・ファザリングだと小さな排出枠しかもらえない。これは過去の排出削減努力を反映していないという意味で不公平なのではないか。これは別の基準を立てると、一見公平だと見えるものも不公平になってしまうという事例です。

その問題をどうするかという場合にベンチマークという話が出てきまして、既に達成している効率性、「原単位」という言葉でも呼ばれますが、生産単位当たりの排出量という基準をとってそれを相互比較しましょう、それを反映させましょうということなのですが、これをやると過去の排出削減努力が反映されることになります。

こういった形で、まずどういう公平かを議論していく中で、やはり最大限納得できる公平性というものを見出していく努力の中で初めて制度設計ができていくのではないかと。

では、なぜ自主行動計画はそこをギリギリ詰めることなくうまくいっているかということ、私から言わせれば、やはり目標そのものが甘い。ですから、2013年以降本当に減らすときに、業界内の調整が本当にできますかということですね。やはり今後大きな削減を実行していくときには今のような議論をしっかりしていく局面が絶対に出てくる。いずれにせよ、公平性の基準をちゃんと立てて議論していく必要があると思います。

二つ目のマネーゲームに関してですが、お金だけが移動していて本当に削減にはつながらないのではないかとという批判、これは確かにその側面はあります。EU-ETSなんか見ますと、第1期では逆に排出がふえているのではないかとというわけですね。これはもう答えは一つで、いかに政府がきちっとキャップを締めるか、そこにかかっているわけですね。第1期のEU-ETS（2005～2007年）、これはやはり制度の立ち上げで産業界との交渉の中で制度導入というのがおそらく最優先されたこと。そして導入可能性、許容可能性を重要視して、どうしても排出枠を甘く配分せざるを得なかった。さらにデータが整備されていなかったという問題まであるわけですね。ですから正確な排出量は実はわかっていなかった。こういう幾つかの原因のためにEU-ETSは理論上の優れた性質を発揮できていないのです。

しかし、トライ・アンド・エラーをやるところが彼らのなかなかすごいところで、「あれはある種の実験でした」とEU-ETSの人たちはもう言ってしまうのです。日本では「制度を立ち上げるからには失敗できないのです」と政策担当者がよく言います。確かに失敗しないに越したことはないのですが、ヨーロッパのすごいなと思うところは、まずやってみて、だめなところは改めていくという点です。

アメリカもある種の実験をやっているのです。州が先行して、後から連邦が来る。これが日本にはなかなかないところで、北東部の州がやる、カリフォルニアがやる、そして最後に連邦がやる。既にRGGIオークションが始まりますよね。オークションもいろいろと問題が起きてくるでしょう。しかし、その教訓はきっと後に何か制度設計上活かされてくるのです。

日本はそういうことをやらないで、入り口論でどうのこうのと言っているながら、結局、自分たちでやってみて学ぶことはない。こういうのは非常にまずいなと私自身は思います。

末吉 今のお話に1点つけ加えたいのですが、今、我々は排出量取引制度という言葉で議論していますが、これはキャップ・アンド・トレードですよね。キャップをかけて、そのかけたキャップを全体で最も効率よく実行するためにトレードを許しているということで

すから、ここで我々が注意しなければいけないのは、キャップの問題をトレードの問題にしちゃうのは間違いなんですね。トレードの問題をキャップの問題にしちゃうのは間違いなのです。ですから、実際に削減できるのかできないのかの話は、基本的にキャップが受け持つ機能だと思えます。そこで決まったキャップを、全体の中で最も経済効率的にやるにはトレードという制度があったほうがいいですよという議論です。それを、トレードにキャップのあり方の責任を負わせて「おかしい」と言うのはやめたほうがいいと思えます。

一つだけ例を挙げますと、株式は新しく株を発行したときに、その株を買った人のお金が会社に入ります。資本金に入ります。でも、会社に入るのは1回だけですよ。後は、その株は持ち主が転々とするじゃないですか。これはマネーゲームなのですか。これは資本市場で企業が資金調達するのを非常に阻害しているのでしょうか。そうじゃないですよ。新株を発行したときに買う人は、将来流動性を持っていつでもマーケットで売れるから安心して買うのです。次が売れないのであれば、誰も買いません。

それと同じように考えれば、最初のカーボン・クレジットを買う人は、次に売れるかもしれない、流動性があるから今買ってもいいのだという人もたくさんいるはずですよ。ですから次のトレード、流通の問題と、最初の、実際に減らした枠を買うわけですから、そこは現実には減っているわけですよ。そこを混同していくと、ちょっと議論がわからなくなると思えます。

福山 なるほど。今、非常に整理をされたような気がしますが、実際にイギリスの気候変動法案とかアメリカのリーバーマン・ウォーナー法案などを訳されて、現実の制度設計が法律上どうなっているのかをずっと見てこられた浅岡先生、今の議論も含めたコメントと、日本の制度設計に当たっての注意事項等あればコメントいただきたいと思えます。

浅岡 キャップ・アンド・トレードである必要があるのです。トレードだけではだめです。キャップがなければ価格がつきません。この当たり前のことがなかなか受け入れられなかったのは、日本だけではないのです。イギリスで最初に取引制度を導入したときも、抵抗した業界があったのです。総量のキャップがあって初めて値がつくわけですが、そうした人たちは、「原単位目標によるトレーディング」を求めました。生産量など活動量に対するエネルギー消費量や二酸化炭素排出量を指標とするもので、日本の経団連自主行動計画に近い形でトレーディングをしよう。といっても、総量の削減を約束するものではありませんから、結局は削減量を評価することができなくてその仕組みは破綻してしまっただけです。

今、日本の産業界の方がいやだというのは、やはり総量の排出枠、キャップなのですね。最近の報道を見ますと、強く反対をしていた電力や鉄鋼業界の方も、世界の流れに押されて国内排出量取引制度を受け入れざるを得ないかもしれないときに、総量のキャップではなく、原単位での取引制度、それも目標を自主的に設定できるものを考えているようです。これでは取引制度の意味がありません。

環境省が取引制度のキャップのかけ方、排出枠の入れ方で四つのパターンを提案していますが、第4のパターンよりもよりキャップ性のないものです。産業界は、「そういう制度であれば、いいよ」と乗ってくる可能性があると思えます。しかし、ヨーロッパにおきましても、オーストラリアにおきましても、アメリカにおきましても、そんな仕組みを取



り入れているところはどこもないわけです。日本だけ、「産業界が強くキャップに反対するので」とそんな形で始めますと、世界の取引制度と全くリンクができない、ガラパゴス島の取引制度、になってしまいます。このようなものが日本型取引制度であれば、取引制度を導入したとはいえません。

対象事業所等のキャップにつきましては、ヨーロッパ・アメリカの制度では、EUの委員会とかアメリカ政府として強い意思を持って削減枠を決めています。アメリカの法案は2050年まで、国全体の枠の量を今決めようとするものです。毎年の排出枠が何トンなのか決まっているわけですね。ヨーロッパも2020年までの目標を定めますが、取引対象事業所はその後も年1.7%ずつ減らしていくことが予定されています。これは、事業者や国民に明確な指針を与えようとする強い政治的意思のあらわれです。

日本でも、削減の大枠をしっかりと定めることがまず必要です。それを各排出源一企業や工場にどのように配分するのかというところで公平性の議論が出てくるわけですが、日本の場合は特別に恵まれた条件があると思います。というのは、経済産業省は省エネ法によって1994年から大規模エネルギー消費事業所に報告させてきています。燃料別消費量はもとより、省エネ設備投資の内容、投資資金、そのことによるエネルギー効率の改善、生産高などです。「先に取り組んだ努力の評価」を求める企業の情報が経産省にあるわけですので、日本の場合は、過去の実績の一定割合でグランド・ファザリングをして、これまでの削減努力分を評価してもらいたいと思う事業所に申出制度を設けて、根拠があるかどうかを経産省が判断する仕組みを設ければ、これで十分公平に評価ができると思います。これこそ日本型初期配分方式となるでしょう。

ヨーロッパはそうしたデータを十分に持っていなかったわけです。持っている国もあるでしょうが、域内統一のものは持っていなかった。アメリカは一定あります。アメリカのリーバーマン・ウォーナー法案には、早期対策行動に最初の5年間だけ排出ボーナス枠を予定しています。1994年にエネルギー消費に関する法律が導入され、初期努力をしている事業所に特別排出枠を与える仕組みを入れている。日本は公平な配分に使えるデータベースをもっているのですから、各国のモデルとなるものをつくれるのではないかと思います。

福山 今の浅岡先生のお話を聞いて若干ホッとしたのですが、我々は決して、産業界とか経済界がマイナスになっても温暖化対策を優先する、と声高に主張しているわけではありません。先ほどの岡田本部長からのお話も含めて、経済成長、豊かなライフスタイルを実現しながらいかに削減するかという工夫を考えたいと思っています。

今のお三方の話を受けて、岡田本部長、どんなふうにお感じになったかお聞かせください。

岡田 要するに炭素に値段をつけて、いわゆる「炭素本位制社会」といったものを目指していくということだと思ふのです。そういう中で国内の公平な配分というのは、何が公平かということを議論するためにも早くスタートさせたほうが良いと思います。

ただ、今のお話を聞いて一つ、産業界が非常に気にしていることで私もそれなりの理由があると思うのは、やはり国際的な比較の問題ですね。それぞれ同じ、鉄なら鉄、あるいは電力なら電力を起すのに当たって、日本でつくるのと、インドでつくるのと、中国でつくるのと、アメリカでつくるのと、それぞれCO<sub>2</sub>原単位が違う。日本は最もすぐれ



たCO<sub>2</sub>原単位で鉄をつくる。他の国はたくさんCO<sub>2</sub>を排出しながら鉄を生産している。それを同じマーケットで競争するということになるとう不公平じゃないかと。これは論理として私もよくわかるというか、そういう議論が出てくることは理解できるわけです。国内のキャップをかぶせるときにそういうことをどういうふうに織り込んでいくのか。国際的に一つの基準になることが一番いいわけですがけれども、それは長期的な目標であって、短期的には難しいとすれば、そういう国際的な競争というものを国内のキャップをかぶせるときにどう考慮に入れていくのかというのが非常に大事なところだと思います。そのためにも早く制度をつくるという前提で議論を始めないと、そういう議論もできないということだと思います。

福山 我々の2010年度からの国内排出量取引制度の創設については、早過ぎるのではないかという議論があります。しかしながら、京都議定書の第一約束期間が終わった2013年以降の創設ということになれば、これから5年も先の話になります。その間におそらく世界ではいろいろな議論や試行が進んでいく。そのときのルールづくりに対して、先ほど岡田本部長が言われたように、早く国内の制度をつくって、試行錯誤をして、公平なルールをつくったほうが良いという考え方で我々は進めています。また、浅岡先生が言われたように、経産省の努力も含めてちゃんとしたデータを持っているのだから、それだけ世界に対してアドバンテージを持てるという思いがあり、早く準備をしたいということでこの法案の中に盛り込ませていただきました次第です。

## 質 問 に 答 え て

福山 もう時間が迫っておりますし、実は質問もたくさんいただいております。さらに言えば、先ほどから専門的なお話ばかりだったので、ちょっと政治的な話もしておかないといけないかなと思っております。質問をいただいた中から私がピックアップさせていただいて、それぞれの先生にお答えいただきながら最後の時間を過ごしていきたいと思っております。

わかりやすい質問をいただいたので、岡田本部長にお伺いをします。「今回、民主党から提案された法案について、どこまで本気で通そうと考えているのか。出して満足しているのではないか。少なくとも参議院では可決させるのか」(笑)、非常に直截的なご質問をいただいております。岡田本部長、よろしく願います。

岡田 できたことに多少満足もしておりますが(笑)、それで満足し切っているわけではなくて、これからこの法案をもとにしっかり国会で議論をしていきたいと思っております。残念ながら国会は閉じてしまいます。もう少し延長されるかという気持ちもありましたが、閉じてしまいます。だけど、政府の中でもサミットに向けてこれから具体的な議論が始まりますので、この法案を我々は一つの議論のたたき台として、政府ともしっかりと、あるいは与党ともしっかり議論をしていきたいと思っております。既に我々の法案に触発されて、「こういうものは必要だよな」という声は与党の中にもかなりあるように聞いております。サミットが終わってもそれで話が終わるわけではありません。次の国会が8月末には召集されると言われておりますが、ここではこの問題を最大のテーマにしなければいけないと考えております。参議院だけではなくて衆議院でも、できれば超党派でこういったものができれば一番いいと思っておりますし、できなければ、それは政権交代してやる、こういうことで

ございます。

福山 大変強い決意があらわれておりましたので、我々も頑張りたいと思います。

また幾つかいただいております。これもわが党の法案についてなので、岡田本部長にお伺いしますが、「新エネルギーの導入目標10%、低過ぎないか。もう少し野心的なのでもいいのではないか」。もう1点、先ほど岡田本部長からも言及いただきましたが、「ドイツの固定価格買取制度についてはどのように評価をしているか」、この2点について、お願いできますでしょうか。

岡田 低過ぎるというご議論は、ドイツなんか見ていると当然そういう議論が出てくると思います。ただ、我々は足元も見なければいけない。10%以下でなければいけないと言っているわけではありませんので、さらにそれがふえていくのであればよりよいことだと思います。我々も永遠の野党だったらどんどん高い目標を掲げて法律をつくらばいいのですが、実際に政権を取ったときにこれでやるという決意で考えておりますので、そこは理解をしていただきたいと思います。

固定価格買取制度は、党の中で今議論中であります。確かに固定価格買取制度を採用している国で自然エネルギーの導入が非常にふえているという事実もありますので、我々もそのことを踏まえながらしっかり議論していきたいと思っております。今のRPSで電力会社が買い取るというやり方も、枠を大幅に拡大すればあるのかもしれませんが。そういうことは党の中でしっかりと、どちらがいいのかさらに議論していきたいと思っております。

福山 次に諸富先生にご質問ですが、わが党の法案にも関係するのですが、「環境税と排出量取引制度の両方を導入すると産業界・企業には相当な負担になる。制度設計に当たってこの二つの補完関係、バランスをどう考えたらいいか」ということについて、過剰な産業界の負担という視点も含めてお答えをいただけますでしょうか。

諸富 この法案の中には二つ並んでいるわけですね。確かに、この関係がどうあるのかが詳細に書かれていない。実際にこれを動かしていく、あるいは同時進行で考えていくと、絶対に関係が問題になってくると思います。例えばヨーロッパの場合だと、排出量取引の枠内に入ったセクターは基本的には大口の排出源ですから、そこからの排出の制御は排出量取引制度に任せる。ただ、税もかける。しかし、排出量取引で一応管理されているので、そこは仮に税をかけるとしても大幅に割引いた、例えばイギリスであればフル税率の20%にする。ただ、それ以外のセクターについてはフル税率で環境税をかけるという形で、量的にコントロールするところと、価格でコントロールするところを分ける。ある種の役割分担をして整合性をとるということですね。一番極端なケースにおいては、排出量取引に入らなセクターはもう適用ゼロ税率にしてしまうという手ももちろんあるわけです。そういうことを考えた場合に、やはり家庭や運輸のセクターをどうやってこれから管理していくのかというのが大きな問題になっていくと思います。

今回、揮発油税の問題が非常に議論になりました。ちょっとおもしろかったのは、負担が目に見える形で変動するときには、皆さん結構敏感に価格に対して反応されるということが、今回、大きな実験としてわかった。これまで「環境税を入れてもあまり効果ないぞ」という批判が非常にあったのです。微々たる価格の変化だとたしかに影響ないのですが、大きな価格変動が目に見える形で生じる場合は、実は皆さんかなり敏感に反応される。そういう意味では、税を家庭や運輸対策の一つの手段として使っていくというオプシ

ョンはあり得ると思いますし、そういう区分けをこれから考えていかれてはいかがかなくとも思っております。

福山 ありがとうございます。これも非常に重要な問題ですが、「世界各国、特に発展途上国をどのように巻き込んでいくのか。また、そのことに配慮した社会構造政策にさせていくのか」。世界中の、特に発展途上国のNGOともおつき合いのある浅岡先生からまずコメントいただいてから、岡田本部長にコメントいただければと思います。

浅岡 途上国、特に中国など排出の多い主要な途上国も、2013年以降の次の約束期間は、削減までいなくても相応の抑制の行動をとるべきということは、バリの合意の中に入っています。そこに、例えば先ほどの鉄鋼などの、特に排出量の多い国際競争の激しいセクターで、効率指標を途上国とも共有していくことがありえます。同じレベルなのか、少し差をつけるのかはともかく、そこにこそ、セクター別のアプローチは意味があるわけです。途上国にも何らかの行動指標が設けられ、それを達成するために資金や技術を移転していくことがセットになってきますね。NGOも、途上国に資金や技術を入れていくための仕組みが必要だと考えております。途上国といいますが、全部を途上国でひとくくりにするのではなくて、排出が大きく増え、工業化も進んでいるところと、それから本当に被害だけ受けているような中部アフリカや島嶼国のようなところと、先進国としてやらなければいけないことが違ってきます。

岡田 途上国、例えば中国やインドを考えると、ある程度の増加の余地というのは認めなければフェアじゃないと思うのです。1人当たりで見れば、特にインドなんかそうですけれども、まだまだ先進国と比べれば少ないわけで、これから豊かになっていこうという国に、同じように「全部半分だよ」と言ってしまえば、もうこれからは車は持つな、家電製品も持つなと、それを強いることになるわけです。最終的な長期目標では、わが党の菅さんなんかよく言われるのですが、1人当たりでイコールにするべきであると。

ただ、それを2050年の段階でやっちゃうと、日本も含めた先進国はとてつらいことになりますので、今は大きな声では言わないほうがいいかもしれませんが、長い目で見れば、やはり1人当たりでイコールにしていくということだと思います。

途上国をより炭素の排出の少ない産業構造にしていくというときに、やはり先進国の技術に対するニーズが非常にあるわけで、これは産業界から見ればビジネスチャンスとも受けとめられるわけで、さまざまなすぐれた技術を持つ日本の企業にとっては、大きなチャンスがそこにあるということだと思います。

それから、よく日本が削減目標を出すと途上国の取り込みができなくなるのではないかという見方がありますね。インドや中国をこの枠組みの中に入れていくことは非常に重要ですが、それは日本がむしろきちんと自分自身の目標値を持つことが彼らを枠組みの中に入れていくことにつながるのだと思います。彼らが言っていることは、先進国がまず責任を果たせと。今までCO<sub>2</sub>を排出してきたのは先進国だから、まずそこがきちんとやれということを行っているわけで、先進国がみずからの削減目標を持つ中で日本が持たないまま、その理由は途上国を取り込むためだと言い続けたというのは全く転倒した議論で、私はよくわからない。今はそういう議論は恥ずかしくて言えなくなっているのだと思いますが、いかがなものかなと思います。

福山 岡田本部長が言われた1人当たりの排出削減ですが、今、日本での1人当たり年間

排出量が13トンくらいですね。2050年に世界で半減以上ということになれば、これを1人当たり2.7トンくらいにしなければいけません。相当のパラダイムとライフスタイルのチェンジがない限り、排出量を13トンから2.7トンにするなんていうのは困難です。つまり、そのくらいドラステックな変化の中に我々は今から飛び込まなければいけないのだろうなと思っています。

## ま と め

福山 末吉先生から、最初のプレゼンテーションをいただいたときに、福田内閣の内幕があります、とおっしゃいました。なおかつ政府の地球温暖化問題に関する懇談会のメンバーに末吉先生は入っておられます。政府・自民党含めて、その辺の空気みたいなものを、言える範囲で結構ですので、もし皆さんにご紹介いただければありがたいなと思います。

末吉 この懇談会（地球温暖化問題に関する懇談会・通称低炭素社会懇談会）のルールとして、自分の言っていることはいいが、他人のはquote（引用）するなという、「チャタムハウス・ルール」というそうですが世界共通のルールがありますので、ほかの方のことは申し上げられませんが、一言で言えば福田総理は相当やる気になっていらっしゃるんじゃないかとお見受けします。ですから日本に新しい政策が生まれることを個人的には強く期待しております。

いずれにしても、冒頭も申し上げましたとおり、日本は早くポジション・ステートメントを出すべきだと思います。日本がどの立ち位置をもって、将来に向かって何を考えているのかを、国内はもとより国際社会にもはっきり言うべきであります。そのポジション・ステートメントのもとで打ち出される政策が、海外から見たり聞いたりして、信頼できる、議論をしてもいい、一緒にやろうじゃないかということを生むのではないかと思うのです。確かに、短期の意味では国際交渉上のテクニク的なこともあるのでしょうけれども、やはりこういった大きな目標に向かって、しかも実現できるかできないかのような大きな目標に向かって、でもやらなきゃいけないというようなことについては、これは個人であってもそうですし、企業であってもそうですし、一政治家であってもそうです。あいまいな態度では誰も言うことを聞いてくれないと思います。ですから、ポジションをしっかりと言う。

これは私が勝手に言っているのではありません。海外の大きないろいろな企業が今「自分たちはこう考える」ということをはっきり言い始めています。業界団体で言っているのではありません。一私企業として、自分の企業の名前で言っているのです。「科学的知見を前提に考えるとこうだから、我々は自分たちの事業を通じてこういうことをやるのだ」と言っているのです。これは非常に明快で、はっきりしています。

海外との議論をするときに、私はこれをやります、これをしません、ああしますという、その具体的な議論も重要ではありますが、一番重要なのは何かと言いますと、ビジョンです。特にこういう将来にわたっての問題を議論するときには、行き先を示さない人の意見なんて、皆さん、聞きたいと思いませんか。どこに行くかわからない人から、「私は今ここでこういうことをしていきます。しかも過去はこういうことをしてきました」と



というような話で、共感性を得られるでしょうか。私は、欧米と議論をするには、ケンカの作法があると思います。やはりビジョンを立てるべきです。「そのビジョンを実現するためには我々はこういう能力を手に入れるのだ。その能力を手に入れた暁には、こういう具体的な政策実行をしていくのです」、そういうことを理路整然と明確に打たないと、海外との論争・議論ができないと思います。自分たちはこういうことをやっているのだ、こんないいことをやっているのだ、男は黙っていいことをしているじゃないか、ということでは今の温暖化問題で世界の中で日本の立場を聞いてくれる人は非常に少ないと思います。我々ははっきりとポジション・ステートメントを持つべきです。

これは皆さん方もそうです。一人ひとり、この問題について自分はどのようなポジションを持って、しかも、どういうコミットメントをするかですよね。ポジションをはっきりと打ち立てて、それへのコミットメント、これがあって世界は我々の言うことを聞き、皆さんの言うことを聞くのだと思います。

ぜひ我々はそういったことを手に入れながら、しかも日本というのは炭素制約のない時代に、こんないい生活をつくり上げたのではないですか。GDP第2位というのは、炭素制約のない時代ですよ。途上国を含め世界の多くの国は、これからこういう立派なホールを持ちたい、立派な電話機を持ちたいといったときに、炭素制約がワッとかかってくるのです。そのことを皆さん、どう思いますか。

そういったことへの配慮、思いやり。先ほど途上国へのお話がありましたけれども、今、1日100円玉1個で暮らしている人が10億人いるそうじゃないですか。100円玉2個にしたら23億人だという統計が出ています。3人に1人は100円玉2個以内で毎日の命をつないでいるのですよ。この部屋に何百人おられるか知りませんが、こちらの3分の1は1日200円で暮らせという話です。我々はもっとそういったことへの倫理観を持とうじゃないですか。

私はこの問題を考えるときに二つの要素が非常に重要だと思っています。一つは、そういったことにどう配慮するか倫理の視点です。もう一つは、やはり社会を動かしていくにはお金が要るのです。お金をどこにうまく使うのが勝負の分かれ目になります。ですから倫理とお金でこの問題をどう早く解決するのかをみんなで一生懸命考えるべきじゃないかと思っています。

福山 実は開会前に、1時間半のシンポジウムは長いのではないかと、パネリストの先生方とお話をしていました。しかし、あっという間にあと5分を残すのみとなりました。

今、末吉先生からほぼまとめのご発言があったと承らせていただき、浅岡先生、諸富先生から、今年の洞爺湖サミットや来年コペンハーゲンで開催されますCOP15、いわゆるポスト京都に向けてのいろいろな思い、決意、何でも結構でございますので短くご発言いただいて、ラストは岡田本部長に民主党としての決意等々を述べていただければと思います。浅岡 10年間、国際交渉を見てきまして、日本はいつも交渉の足を引っばってきたと痛感します。これを繰り返すのではなくて、この洞爺湖を機にトップにジャンプをしてほしいと思っています。

気候を安定させるためにどうしても必要な大きな削減の実現には、産業セクターや発電部門で減らしてくださいと言うだけではできないと思います。私たち自身も、家庭の中でもそうですし、中小事業者だってできることはあるし、まちづくりからしても変えなくて

はいけない。社会の仕組みをすっかり低炭素社会型につくり変えようということですので、そのために我々も行動することが必要です。

その関係で一言だけ、末吉先生が「お金の使い方だ」と言われたのですが、私は家庭部門でそのことを申し上げているのです。これから私たちは家庭でも、家計における投資を考えないといけない。少しお金に余裕がある人は、いい家をつくってください、あるいはいいリフォームをしてください、太陽光発電を乗せてくださいと。そういう投資が高まれば、産業を興すでしょうし、我々も快適な住生活が得られ、エネルギー消費を減らすことができ、地球環境にも貢献します。でも、その前に、電力のもとである発電所も、今のように石炭火力をふやすのではなくて、発電効率がよく、天然ガスや再生可能エネルギーなど最も炭素排出が少ない形をとってくださいと。両方が必要です。

あまりお金に余裕がない人も、必要な電気製品を買いかえる機会があります。電気製品や自動車が寿命となり買い換えるときに、少し投資をする発想で、より効率のいい製品にお金を投じましょう、そうしやすいような税制や融資の仕組みを政治がつくってくださいと。

しかし、その余裕がない貧しい人たちがいます。これから排出量取引が導入されれば、末端価格に少しは転嫁されていきます。税も入れれば、エネルギー価格は高くなっていくでしょう。ガソリンも、今の石油価格高騰とは別に、高くなるでしょう。それに対応できない貧しい人もいます。アメリカの法案を見ると、本当に感心します。ヨーロッパでもそうです。貧しい人には、オークションなどで得た収益で、エネルギー価格が高くなることに必要な対策を社会的に賄うことを予定しています。そこまで考えて、既に低炭素社会の仕組みをつくろうとしています。

私たちも、こうした世界の流れも頭に置きながら、新しいルールをつくろうというキャンペーンをしていく予定です。日本がCOP15の合意形成のプロセスで先頭の組にいてほしいと思います。最後尾で全体の足を引っばることはならないようにしていきたい。皆様と一緒にやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**諸富** ここ数年、京都議定書がある種の不平等条約で日本に非常に厳しい目標を課してきたという、それに対する産業界の怨念とも言える思いがあつてのことだと思っておりますが、やはりポスト京都に向けても例えば国別数値目標はできれば避けたい、排出量取引もいやだと、ずっとこういう形で産業界が主張し、日本政府はそれに影響を受けて態度をあいまいにして来たわけですけれども、結局、この間の流れを見ていると、だんだんと外堀を埋められて、最後は受け入れざるを得ないということの繰り返しであったように思うのです。

末吉先生に全く同感しながら聞いていたのですが、洞爺湖サミットを通じてこの先ということ言えば、過去いかに自分たちがすごい努力をやってきたかを語るのではなくて、これまでの経緯の悪循環を今ここで断ち切るべき時期に来たのではないかと思います。つまり、未来のことをきっちり語って、むしろ我々のビジョンをここで示していく。追い込まれて受け入れていくという姿ではなくて、日本がビジョンをきちっと示していくという転換点にぜひしてほしいと思います。

**岡田** 重なりますけれども、結局、いやだ、いやだと言いながら、結局やらされている姿というのは、“内向き日本”の象徴みたいな話ではないかと思うんです。そうではなくて、この温暖化の問題を、すばらしい日本をつくる、そして持続可能な地球を残して次世代へ

の責任を果たす、そういう大きなチャンスだととらえて、ぜひ前向きに取り組んでいかなければいけないと思います。民主党としてもとにかく前進あるのみ、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いをします。(拍手)

福山 4人のパネリストの方々には本当に素敵なお話をありがとうございました。コーディネーターは拙かったのですけれども、何の事前の打ち合わせもないにもかかわらず、本当にすばらしいお答えをいただいたパネリストの皆さんに、もう一度拍手をお願いいたします。(拍手)

私は温暖化問題に関連して世界中をずっと回っています。10年の間に、ヨーロッパやアメリカなどの温暖化問題に関わっている指導者、研究者、シンクタンクの方、ビジネスマン、いろいろな方々に会いました。その際に、私は習慣として全員に「あなたはclimate change（気候変動）について、将来に対して悲観的ですか、楽観的ですか」と質問をしています。ヨーロッパ、アメリカの専門家で、悲観的だと答えた方は、実は1人もいません。私はそこに一つの人類の希望を見えています。今日のお話にもありましたように、あまり内向きではない議論を今後もしていきたいと思います。

最後にもう一つだけ紹介して終わりたいと思います。ある町の50世帯くらいで、日本のトップランナーの電化製品に全部買いかえて1カ月間測定する実験をしたところ、各家庭の二酸化炭素排出量は4割減ったそうです。つまり、新たな可能性を探れば、新たなマーケットもできる、二酸化炭素の排出も削減できる、新たなライフスタイルもでき上がる。そのために政治の果たす役割は非常に大きいと思っております、今日のこのシンポジウムにたくさんの方がお越しいただいたことに感謝を申し上げますとともに、このことを機に日本の温暖化政策が前に進んだと言われるように、我々も努力をすることをお約束して、終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

## 閉会のあいさつ

岡崎 皆さん、どうもありがとうございました。浅岡さん、末吉さん、諸富さん、岡田本部長、コーディネーターの福山さん、どうもご苦労さまでございました。

民主党の環境シンポジウム、いかがでございましたでしょうか。私たちはつくりましたこの法案にしっかりと命を吹き込んでいく。そしてあらゆる分野が問われます。産業や企業や輸送や業務や消費者、一人ひとりが新しく低炭素社会に向けて一步を踏み出すことが問われております。ご一緒に踏み出していきたいと思っておりますので、今後とも民主党をよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午後9時6分閉会

## 参 考 資 料

- 民主党「地球温暖化対策基本法案」の概要、ポイント、要綱骨子
- 末吉竹二郎「～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争」
- 諸富徹「排出量取引制度導入の必要性」
- 浅岡美恵「G8洞爺湖サミットから2009年合意へ  
～地球温暖化防止に向けた日本の役割」
- 地球温暖化問題関連用語説明
- 来場者アンケート調査結果
- 民主党「地球温暖化対策本部」の設置について

(敬称略)





## 地球温暖化対策基本法案の概要

### 1 趣旨

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、国際的協調の下、我が国の中長期的な排出量の削減目標を設定し、その達成を目指して、国内排出量取引制度及び温暖化対策税の創設、新エネルギー等の利用促進等の措置を講じ、環境と経済の両立、地球環境・生態系の保全を図る。

### 2 法案の概要

#### 1 基本理念

- ライフスタイルの変化等を通じた低炭素社会の実現
- 国際社会に対する積極的貢献
- エネルギー安全保障への寄与
- 技術開発・普及の促進

#### 2 中長期目標の設定

- 我が国の温室効果ガスの排出量を
  - ・ 2020年までに、1990年比25%削減する
  - ・ 2050年までのできるだけ早い時期に、1990年比60%超削減をめざす
- 新エネルギー等の供給量を、2020年までに一次エネルギー供給量の10%とする

#### 3 基本的施策

- ① 国内排出量取引制度の創設（2010年度～）
- ② 地球温暖化対策税の創設
- ③ 新エネルギーの利用の促進
- ④ 革新的な技術開発の促進
- ⑤ エネルギーの使用の合理化（省エネ）
- ⑥ 排出量情報等の公表（CO<sub>2</sub>の見える化）
- ⑦ フロン類等の使用の抑制等
- ⑧ 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- ⑨ 国際的協力の推進
- ⑩ 教育・学習の振興
- ⑪ 調査及び監視の実施
- ⑫ 政策形成への民意の反映等
- ⑬ 地球温暖化防止委員会の設置

### 3 附則関係

#### 1 施行期日

公布の日から起算して1月以内において政令で定める日

#### 2 セクター別アプローチ

有効性及び国内外における普及について検討し、必要な措置を講ずる。

## 民主党「地球温暖化対策基本法案」のポイント

【法案の目的】 地球環境・生態系の破壊を食い止めながら、国際的な協調を進めつつ、経済成長や豊かなライフスタイルを実現する

### 中長期目標の設定

温室効果ガス削減目標 : 2020年までに25%の削減、2050年より早い時期に60%超の削減  
(1990年比)

新エネルギー等供給目標 : 2020年までに一次エネルギー供給量の10%の導入

### 目標を達成するための基本的施策

- ◇国内排出量取引制度の創設(2010年度)
- ◇新エネルギー等の利用の促進
- ◇エネルギーの使用の合理化
- ◇地球温暖化対策税の創設
- ◇革新的な技術開発の促進
- ◇排出量情報等の公表(CO2の見える化)等

たとえば

国内排出量取引制度の創設  
新エネルギー等の利用の促進

革新的な技術開発の推進

新エネルギー(太陽光、風力等)、  
燃料電池、原子力発電

排出削減コストの最小化  
新しいマーケットの誕生  
新たな削減技術開発へのインセンティブ

技術による日本経済の発展

オイルショックを契機とした抜本的な省エネルギー対策は、我が国に技術力の向上、国際競争力、経済的メリットをもたらした

## 地球温暖化対策基本法案（要綱骨子）

### 第一 総則

#### （１）目的

この法律は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、国際的協調の下にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、環境基本法の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、その達成のため、国内排出量取引制度及び地球温暖化対策税の創設等の措置を講ずることにより、豊かな国民生活の実現を確保しつつ温室効果ガスの排出量の削減を達成できる社会の実現を図り、もって地球環境の保全に寄与することを目的とすること。

#### （２）定義

（略）

#### （３）基本原則

- 1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が、生活様式の改善等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活の実現を確保しつつ温室効果ガスの排出量の削減を達成できる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。
- 2 地球温暖化対策は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。
- 3 地球温暖化対策は、新エネルギーの利用の促進及びエネルギーの使用の合理化を図ることがエネルギーの分野における安全保障に資するものであることを踏まえ、エネルギーに関する施策との連携を図りつつ、行われなければならないこと。
- 4 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発及びその成果の普及が重要であることにかんがみ、事業者による地球温暖化の防止に資する技術の開発及びその成果の普及が図られるよう行われなければならないこと。

#### （４）国、地方公共団体等の責務

##### 一 国の責務

- 1 国は、基本原則にのっとり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。



3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した物品及び役務の調達並びに契約の推進その他の温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

## 二 地方公共団体の責務

- 1 地方公共団体は、基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した物品及び役務の調達並びに契約の推進その他の温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う行動の促進を図るため、1に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

## 三 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に協力しなければならないこと。

## 四 国民の努力

国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するよう努めるものとする。

### (5) 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

## 第二 中長期的な目標の設定

### (1) 我が国における温室効果ガスの排出量の削減の中長期的な目標

- 1 国は、我が国における一年間の温室効果ガスの排出量について、平成三十二年までに、平成二年排出量から当該水準に二十五パーセントの割合を乗じて計算した量を超える量を削減するものとする。
- 2 国は、我が国における一年間の温室効果ガスの排出量について、平成六十二年までのできるだけ早い時期に、平成二年排出量から当該水準に六十パーセントの割合を乗じて計算した量を超える量を削減することを目標とするものとする。

### (2) 新エネルギーの供給量に関する中期的な目標

国は、中長期的な目標の達成に資するため、我が国における一次エネルギーの供

給量に占める新エネルギーの供給量の割合について、平成三十二年までに十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする。

### **第三 基本計画等**

#### **(1) 基本計画**

- 一 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこと。
- 二 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 1 地球温暖化対策についての基本的な方針
  - 2 国内排出量取引制度に関する事項
  - 3 地球温暖化対策税に関する事項
  - 4 新エネルギーの利用の促進に関する事項
  - 5 温室効果ガスの排出の抑制に資する革新的な技術開発の促進等に関する事項
  - 6 エネルギーの使用の合理化に関する事項
  - 7 温室効果ガスの排出量等に係る情報の提供に関する事項
  - 8 フロン類等の使用の抑制等に関する事項
  - 9 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関する事項
  - 10 1～9までに掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。
- 四 内閣総理大臣は、三の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこと。
- 五 三及び四の規定は、基本計画の変更について準用すること。

#### **(2) 都道府県計画**

- 一 都道府県は、基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における地球温暖化対策に関する都道府県計画を定めるよう努めるものとする。
- 二 都道府県は、都道府県計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

#### **(3) 市町村計画**

- 一 市町村は、基本計画（都道府県計画が定められているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本として、当該市町村の区域内における地球温暖化対策に関する市町村計画を定めるよう努めるものとする。
- 二 市町村は、市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

### **第四 目標達成のための基本的施策**

#### **(1) 国の施策**

##### **一 国内排出量取引制度の創設**

- 1 国は、別に法律で定めるところにより、国内排出量取引制度を創設し、平成二十二年度からこれを実施するものとする。

2 1の法律には、温室効果ガスの排出枠の割当対象及び割当方法、当該割当対象者の排出の状況等に係る公表制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を定めること。

## 二 地球温暖化対策税の創設

国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより温室効果ガスの排出量の削減等に資するため、二酸化炭素の排出量等に応じ税を賦課する制度を創設するものとする。

## 三 新エネルギーの利用の促進

国は、温室効果ガスの排出の量を長期的かつ継続的に削減する上で化石燃料に対する依存度を軽減することが極めて重要であることにかんがみ、新エネルギーの利用を促進するため、財政上又は税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 四 革新的な技術開発の促進

国は、太陽光、風力等の新エネルギーに関連する技術、燃料電池に関連する技術、安全を基本とした原子力発電に関連する技術その他の温室効果ガスの抑制に資する革新的な技術の開発を促進し、環境保護、経済発展及びエネルギー安全保障に資する社会基盤を確立するため、財政上又は税制上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。

## 五 エネルギーの使用の合理化

国は、エネルギーの使用の合理化により温室効果ガスの排出の抑制に資するため、エネルギーの使用の合理化に関する技術に関する研究開発の推進、エネルギーの使用の効率性の高い機器等の普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 六 温室効果ガスの排出量に関する情報等の提供

国は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、自らの排出量情報等（事務又は事業に伴う温室効果ガスの排出量に関する情報その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報）を公表するとともに、事業者による自らの排出量情報等の提供の促進、事業者又は国民による排出量情報等の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 七 フロン類等の使用の抑制等

国は、フロン類等が排出されないようにすることを目指して、フロン類等の使用の抑制並びに適正かつ確実な回収及び破壊の促進、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの及びその物質を使用した製品の開発及び普及の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 八 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化

国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全、緑地の保全及び緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 九 国際的協調のための施策

国は、地球温暖化対策を国際的協調の下で推進することの重要性にかんがみ、温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域に対する技術協力その他の地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な施策を講ずるとともに、地方公共団体又は事業者、国民もしくはこれらの者の組織する民間の団体による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十 教育及び学習の振興等

国は、地球温暖化対策の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

## 十一 調査及び監視等

国は、地球温暖化対策を適正に策定し、及び実施するため、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況の把握、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査その他の地球温暖化対策の策定及び実施に必要な調査並びにこれらの調査に必要な監視及び観測を行うものとする。

## 十二 政策形成への民意の反映等

国は、地球温暖化の防止に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化に関し専門的知識を有する者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

## 十三 地球温暖化防止委員会の設置

地球温暖化対策が、科学的知見に基づき適正かつ効果的に行われるようにするため、別に法律で定めるところにより、政府に、排出量情報等の検証及び評価、中長期的な目標を達成するための取組について関係行政機関に対する勧告等を行うための機関として地球温暖化防止委員会を設置するものとする。

## (2) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

## 第五 地球温暖化対策本部

- 一 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策本部（以下「本部」という。）を置くこと。
- 二 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。
  - 1 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 2 短期計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 3 1及び2に掲げるもののほか、地球温暖化対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。



- 三 本部は、基本計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること。
- 四 その他組織に関する必要な規定を設けること。

## **第六 その他附則**

- 一 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 地球温暖化対策推進法等について必要な改正を行うこと。
- 三 政府は、世界全体の温室効果ガスの排出量の削減を実効あるものとするため、セクター別アプローチ（産業分野別のエネルギーの使用の効率化の目標の設定並びにその目標を達成するための生産方式、製品等を普及させる産業分野別の削減計画の作成及び実施）の有効性及び国内外における普及について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民主党環境シンポジウム

～地球温暖化～  
21世紀、新次元での国際競争

---

2008年6月5日  
時事通信ホール

国連環境計画・金融イニシアティブ  
特別顧問 末吉竹二郎

---

社会のお金の流れが変り始めた

## Big3 を動かした機関投資家

---

<Ford>

2008年4月、

- 2020年までに、新車からのCO2を  
30%削減する

背景:2つの機関投資家グループの圧力

(注) 機関投資家による株主提案が急増

## 1兆円を投資する機関投資家

---

2003年11月

地球の将来は投資家の手の中に

2008年2月

再生可能エネルギーなどへ1兆円を投資

- 気候変動は、投資にとって『リスク』だ —

## 石炭火力発電を一層厳しく

---

「炭素原則」の誕生 — 2008年2月

— Citigroup, JPM Chase, M.Stanley,  
Bank of America

- 再生可能エネルギーなどへの投融資の促進
- 化石燃料を焚く発電所への事前調査を厳格に

—背景に、市民社会の声—

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

5

## CO2は負債だ

---

2008年2月、Bank of America

貸し出し審査の際、  
CO2トン=\$20～40  
で、負債として計算する

CO2大量排出企業は、サブプライムローン以下？

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

6

## 連邦政府は早く規制を

---

2008年5月20日—52機関投資家/2.3兆ドル

- ・CalPERS, the Man group,各州、など
  - ・強力な排出抑制策を！
  - ・2050年までに、90年比60～90%削減を
  - ・連邦レベルの政策不在は、省エネ、再生可能エネルギーへの投資の阻害要因
  - ・国家戦略は投資にとってのリスク管理と新しい機会をもたらす
- L・W法案への援護射撃—

## New Money の流れ

---

□ クリーンテクノロジーの市場規模

2006年 6兆円

2007年 8兆円

2017年 25兆円

□ クリーンテクノロジーへの資金流入

2006年 10兆円

2007年 15兆円

□ Solar ValleyへのVCの流入

2000年 600億円

2007年 2700億円

2010年 2兆円

New Carbon Finance, new energy finance



## Japan Passing

---

### <日本を避けるIPO>

- 再生可能エネルギー企業の新規上場  
2005,6年 欧米市場 = 60件  
同上 日本市場 = 0件
  
- 世界の金融都市  
東京 = 第10位

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

9

---

「温暖化」は鎧を隠す衣

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

10

## 国家戦略の競争がはじまった

---

命題:「いち早く、低炭素化を実現したものが勝つ」

- 新しい国家安全保障(20世紀型から21世紀型へ)
- 新しい経済成長(雇用の創出)
- 新しい産業政策(未来産業の育成)
- 新しい食糧政策(食の自給率向上)
- 新しいエネルギー政策(海外への依存度低下)
- 新しい生き方(人生観の転換)

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

11

## 2020年、独は低炭素化

---

<2020年までに、40%削減>

- 低炭素社会への足がかり
- 化石燃料への依存度低下
- 新しい価値基準が定着

～ この独と日本はどう競争するのか～

2008年6月5日

～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

12

## 2015年、世界のリーダーは？

---

### 第一のシナリオ

中国、米国、EUの3極体制

### 第二のシナリオ

日本、中国、米国、EUの4極体制

## CO2本位制のはじまり

---

### <新しい価値観の誕生>

- CO2を出すのは、悪いことだ
- CO2を減らすのは、良いことだ

～新しい社会の座標軸の原点～

---

低炭素社会をめざして

新時代を切り拓く政策の競争を

## 19世紀・米先住民のことば

---

最後の木が死に、

最後の川が毒され、

最後の魚を採ったとき、

人はお金は食べられないと気付くのだ

---

ご清聴ありがとうございました

2008年6月5日

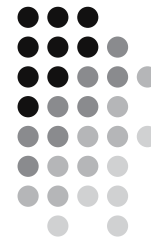
～地球温暖化～ 21世紀、新次元での国際競争

17



## 排出量取引制度導入の必要性

2008年6月5日(木)  
シンポジウム「民主党の脱地球温暖化戦略」  
時事通信ホール  
京都大学大学院経済学研究科 諸富 徹

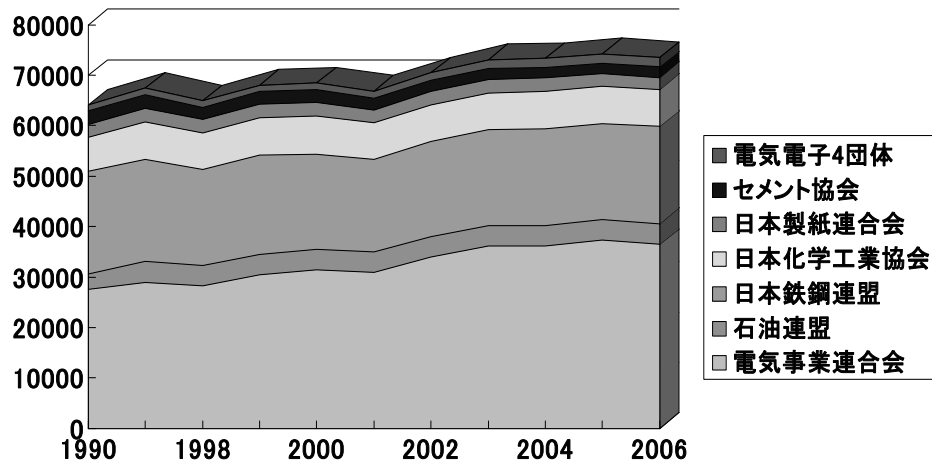


### なぜ、排出量取引が必要なのか(1)

- 日本の2006年度温室効果ガス・・・基準年比で6.4%増
- CO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業・エネルギー転換部門の排出量・・・1990年以降約10%増加
- 次のスライドにあるように、主要7業種では、2006年CO<sub>2</sub>排出量は、1990年比で15%増、電力部門に至っては33%増
- 電力部門は石炭火力発電の寄与がきわめて大きい  
⇒日本の排出増加分に相当
- 炭素に「価格付け」を行う必要がある



## 自主行動計画主要7業種における排出量の増加



## なぜ、排出量取引が必要なのか(2)



- 洞爺湖サミット、そして2009年末のCOP15(デンマーク)に至る国際交渉結果にもよるが、2050年半減目標に向けて日本が一層の排出削減を負わなければならないことは必至
- 国別数値目標についても何らかの国際合意が成立するだろう。そうすると、産業部門にも当然、現状を超える排出削減努力が要求される
- 家庭部門の排出は確かに増加傾向にあるが、そのエネルギー消費は、先進国で群を抜いて低い。
- 直接排出の6割を占め、削減余力、技術的潜在能力をもつ産業・エネルギー転換部門からの排出削減が日本の温暖化対策の「本丸」である

## 自主行動計画の継続では駄目なのか(1)



- **問題点1:** マクロ的な排出削減目標の正当性のなさ
  - >日本全体の排出削減目標を達成するという観点からみて、産業部門にどれだけの排出削減努力を負ってもらうのが合理的かという観点から見ると、自主行動計画に正当性はない
- **問題点2:** 目標を構成する指標選択の自主性
  - >以下の4種類の指標から、自らに有利な指標を「自主的」に選択できるため、総量抑制の観点で問題があると同時に、業種内・業種間での効率性改善競争のメカニズムをビルト・インできない
  - ⇒生産減が見込まれる業種・・・「排出量」
  - ⇒生産増が見込まれる業種・・・「原単位」
    - >原単位目標の業種は排出量が顕著に増加
    - >石炭使用の多い業界は「エネルギー原単位」

## 自主行動計画の継続では駄目なのか(2)



- **問題点3:** 努力する者が報われる仕組みがない
  - >環境税の場合であれば節税効果、排出量取引制度のもとでは余剰排出枠を売却し、収入を得るという形で努力する者には報酬が与えられる。
  - >京都議定書目達計画までならばともかく、2013年以降一層の排出削減が求められる場合、努力する企業の潜在的不満は高まるだろう。
- **問題点4:** 費用効率的でない
  - >排出量取引は、価格と比較してそれよりも安い費用で実施可能な削減方法を見つけ、実施を促す仕組み。したがって産業全体として費用を節約できる。
  - >自主行動計画は取引を許容しないため、全体として割高に。
- **問題点5:** 目標達成しない者に対する罰則がない
  - >環境税の場合は、税負担の増大が発生
  - >EU ETSでは、100ユーロ/トン・カーボン(市場価格の5倍程度)、アメリカのSOX排出量取引では、2000ドル/トン・SO<sub>2</sub>(市場価格の10倍程度)の罰金が設定されている

## 自主行動計画から排出量取引へ



- 総量をコントロールできる  
⇒京都議定書を超えて2013年以降までを見据え、日本の中長期目標と整合的な形で産業セクターの排出削減スケジュールを示し、キャップを徐々に縮小していく必要
- 費用効率性(あるいは効率性改善)  
⇒一層の削減が必至なら、少しでも安く可能な方法を
- 燃料転換、改修・新規投資による効率性改善を促し、日本の産業競争力強化へ  
⇒排出枠の「移転ルール」、ベンチマークの活用
- 技術革新へのインセンティブ  
⇒有償・無償に関わらず、排出量取引は技術革新インセンティブを与える  
⇒キャップという形で中長期的な排出削減スケジュールを示すことで、企業にとっては投資や技術革新のための研究開発の見通しが得られる

## 公平な初期配分は可能か？



- 「入り口論」に終始するのではなく、どのような公平性を産業界は望むのか、具体的にどのような配分ルールなら納得できるのか、建設的な議論を行うべき
- 具体的には、「グランドファザリング方式」、「ベンチマーク方式」、「オークション方式」の3つの初期配分方式の利害得失の検討を急ぐべき
- EU ETSでは2013年以降、「グランドファザリング方式」から「ベンチマーク方式」と「オークション方式」に移行することが明らかに

## 排出量取引制度の実際(1) ～EU ETS第1期の問題点～



- EU ETS(第1期:2005-2007年, 第2期:2007-2012年, 第3期:2013-2020年)  
⇒約15,000事業所を対象とし、総排出量の45%をカバー
- 第1期は許容排出総量の設定が甘く、総排出量が増加し(2005年比+8.3%)、2006年春に価格暴落が起きた。
- グランドファザリング方式による初期配分(マイクロレベル)の問題点が明らかに  
⇒負のインセンティブ、初期努力の反映困難、事後調整を含むルールの複雑化から来る訴訟頻発、タナボタ利益の発生

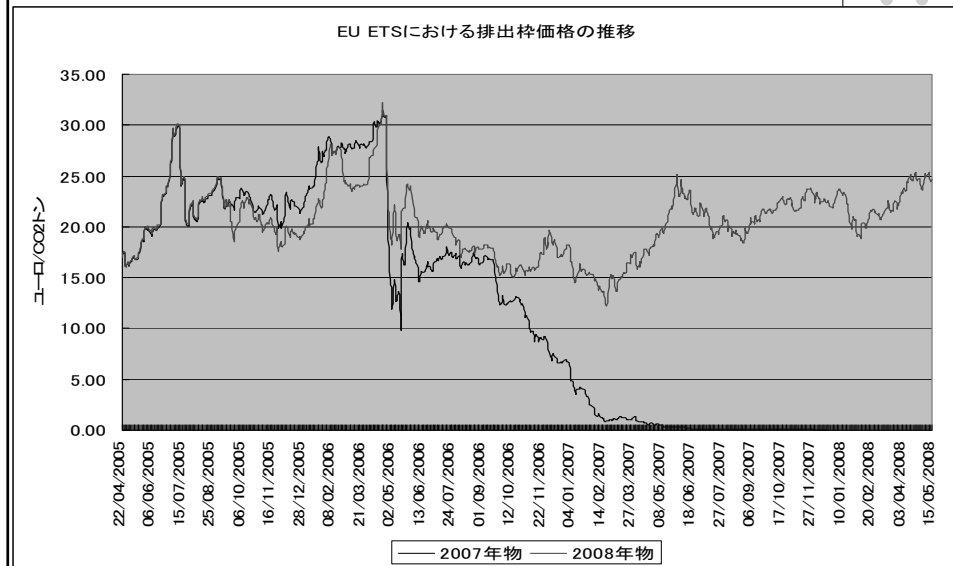
## 排出量取引制度の実際(2) ～EU ETSの改善:第2期～



- 第2期では、①欧州委員会が各国の配分計画に対して厳格性を求めたことや(2005年比-5.7%)、②事後調整を許容しないこと、③京都メカニズムクレジットの活用を制限することを方針として示したため、需給が締まり、直近では価格は緩やかな上昇傾向に(4月18日で€26.34)。
- 初期配分は依然として基本的にグランドファザリング方式だが、ベンチマーク活用の増大、10%を上限とするオークション方式活用の拡大がみられる



## 排出量取引は「マネーゲーム」か？



## 排出量取引制度の実際(3) EU ETS改正指令案(2008年1月23日)



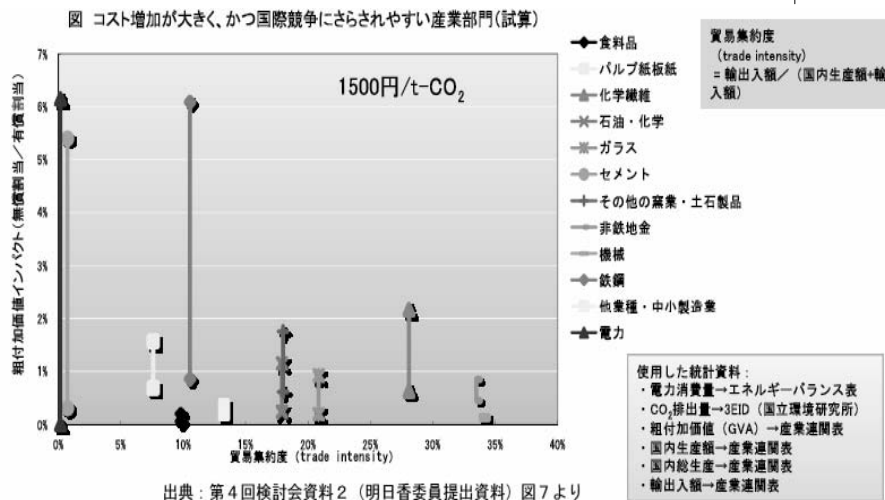
- 2013年から許容排出総量を毎年1.74%削減、2020年時点で2005年比21%減、それ以降も毎年同率削減
- 対象業種の拡大(航空、石油化学、アンモニア、アルミニウムを追加)、CCS貯留分を排出外に。
- 国別配分計画(NAP)を廃止。初期配分方法を原則的にオークション方式に転換(電力・CCSは全量オークション、その他は、無償配分比率を80%から段階的に削減し、2020年にはゼロに)
- 収入の20%以上を温暖化対策に使用
- ただし、国際競争力喪失問題やリーケージ問題が深刻な産業については、初期配分が国境調整で対応

## 排出量取引制度の実際(4) ～リーバerman・ウォーナー法案～



- 対象期間: 2012～2050年
- 削減目標: [2020年]2005年比19%減、[2050年]2005年比70%減
- 対象: 石油天然ガス⇒上流、石炭⇒下流。80%程度のカバー率
- 初期配分: 無償と有償の組み合わせ(無償比率: 73.5%[2012年]⇒30.5%[2050年])
- オークション収益は、エネルギー技術開発、消費者対策、気候変動労働者養成プログラムへ

## 排出量取引制度の産業影響(1)



## 排出量取引制度の産業影響(2)

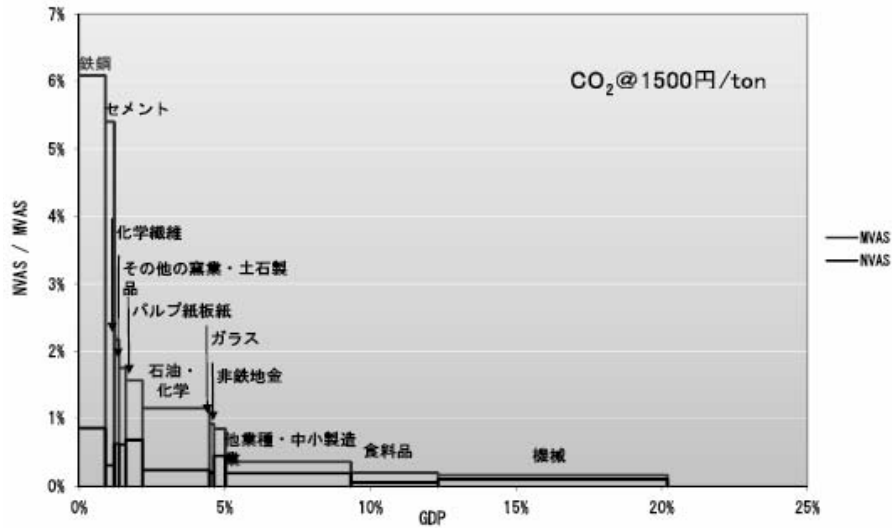
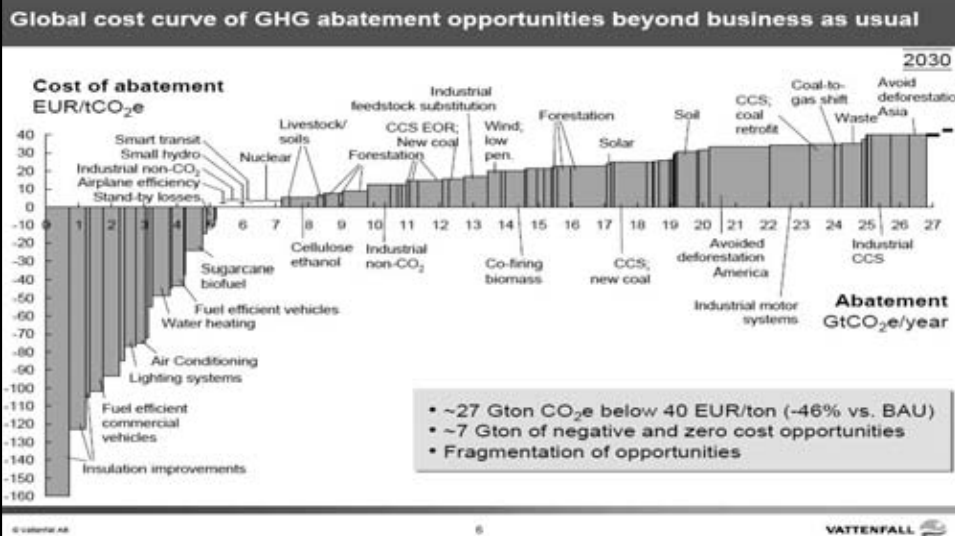


図8 各産業別影響度 (2)

出典：発表者作成

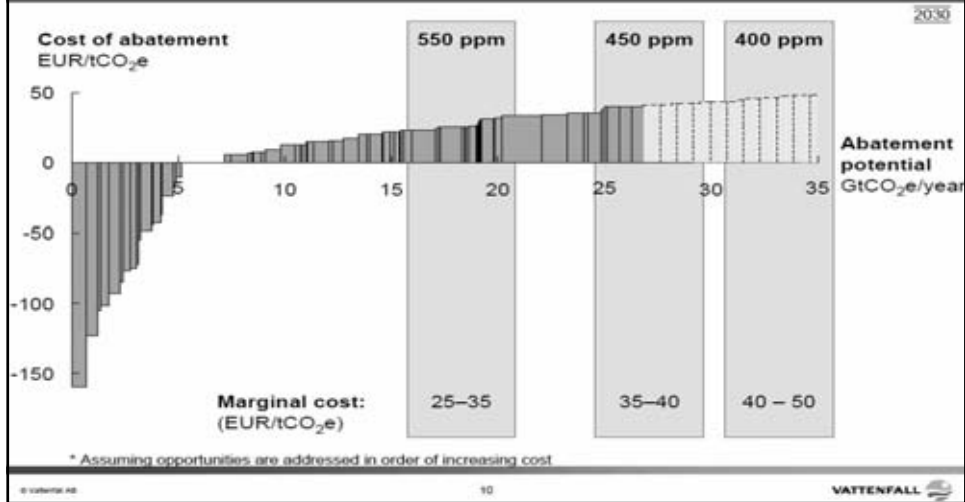
## 削減の技術的ポテンシャルはまだまだ存在する



# 炭素に「価格を付ける」必要性



Marginal abatement cost in the different demand scenarios\*

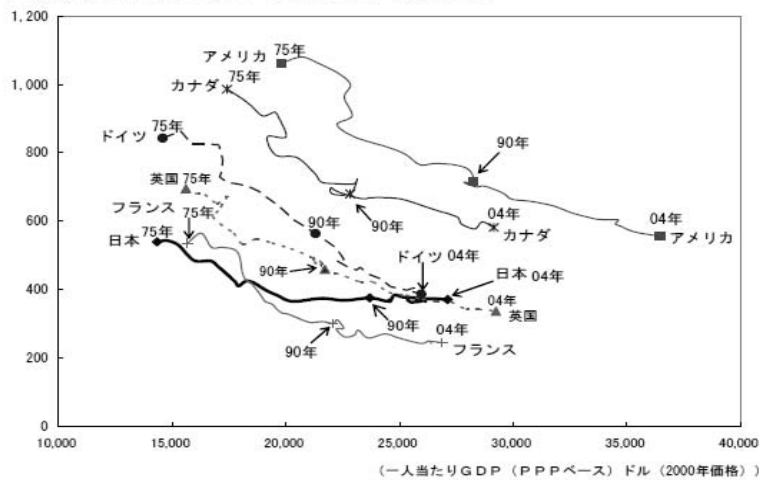


# 日本は、現状維持だといつかは追い抜かれる



第2-1-8図 経済発展と排出効率  
(1) 先進国

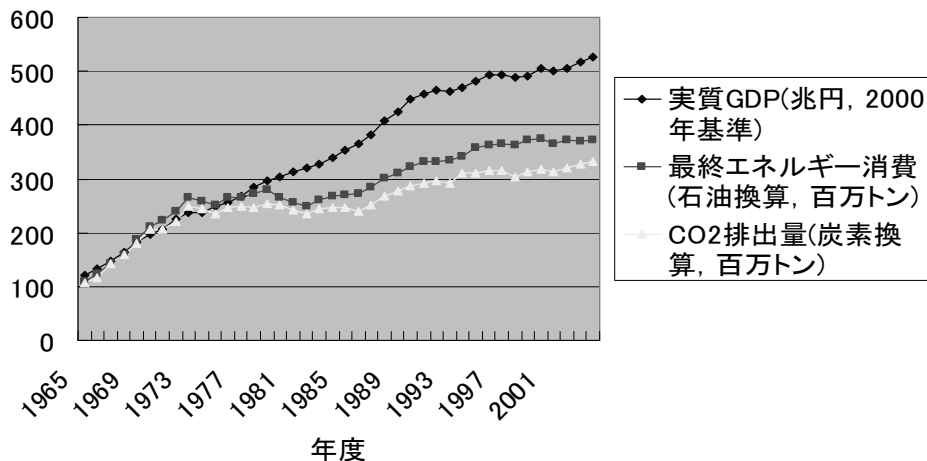
(二酸化炭素換算トン/GDP (PPPベース) 100万ドル (2000年価格))



## 排出量取引は「経済統制」ではない



経済成長とCO2排出の「切り離し」



## 本格的な脱温暖化社会の構築を



- 排出量取引制度は、脱温暖化社会への移行のための中核的な手段
- 脱温暖化社会への移行を日本の「戦略」として本格的に検討し、その中に日本としての利益を見出していく必要。
- 脱温暖化社会への移行は、気候変動リスクだけでなく、化石燃料の依存を減らすことで、日本の外交的・地政学的立場を強化できる。
- おそらく、社会が根本から変わることを意味し、新しい産業革命に匹敵する変革を必要とする。我々の理解を超えるかもしれないが、2050年時点では先進国の産業の担い手は大幅に入れ替わり、脱温暖化社会に適応可能な産業や、それをビジネスチャンスに変えることのできる企業が生き残ることになるだろう。
- 我々は積極的に低炭素社会への移行にコミットすることで、日本の未来の産業の担い手の出現を促すべきである。



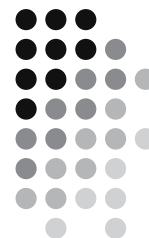
## 参考文献



- 諸富徹・鮎川ゆりか編著『脱炭素社会と排出量取引』日本評論社, 2007年.
- 諸富徹「排出量取引制度の擁護」『世界』2008年7月号(6月8日発売予定)

## 排出量取引制度の必要性和導入へ向けた課題

2008年6月5日(木)  
シンポジウム「民主党の脱地球温暖化戦略」  
時事通信ホール  
京都大学大学院経済学研究科 諸富 徹



## G8洞爺湖サミットから2009年合意へ 地球温暖化防止に向けた日本の役割

2008年6月5日

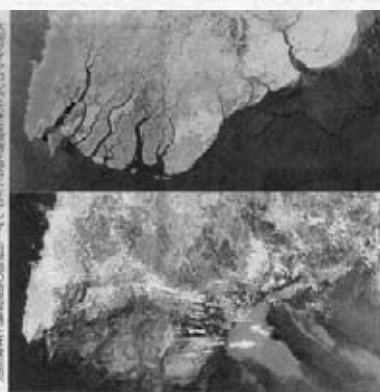
浅岡美恵

気候ネットワーク

<http://www.kiconet.org/>



## ミャンマー(ビルマ)で巨大サイクロン 被害を防止するのは、政治の役割



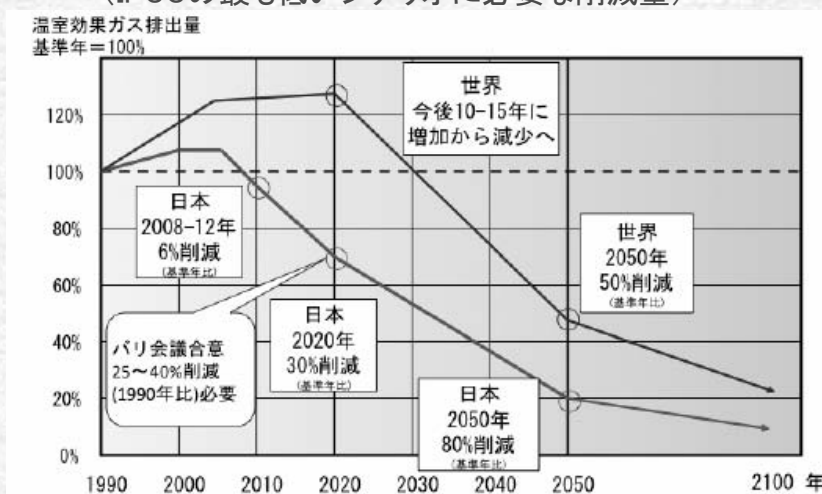
危険な気候変化を防止するために  
気温上昇を4℃ではなく、2℃に止めよう！

### バリ・議定書AWG合意

- 最も低いレベルで温室効果ガスの濃度を安定化させるために、  
(それでも、工業化の前から2℃～2.8℃も上昇！)
- ✓ 温暖化を世界の排出量を、今後10～15年に  
ピークを迎える
- ✓ 世界で、2050年までに、2000年比で半減よりもはるかに  
低いレベルに削減
- ✓ 先進国全体で、2020年までに、1990年比25～40%削減  
(日本:京都議定書を批准している先進国)



### バリ合意による日本と世界の2050年までの排出経路 (IPCCの最も低いシナリオに必要な削減量)



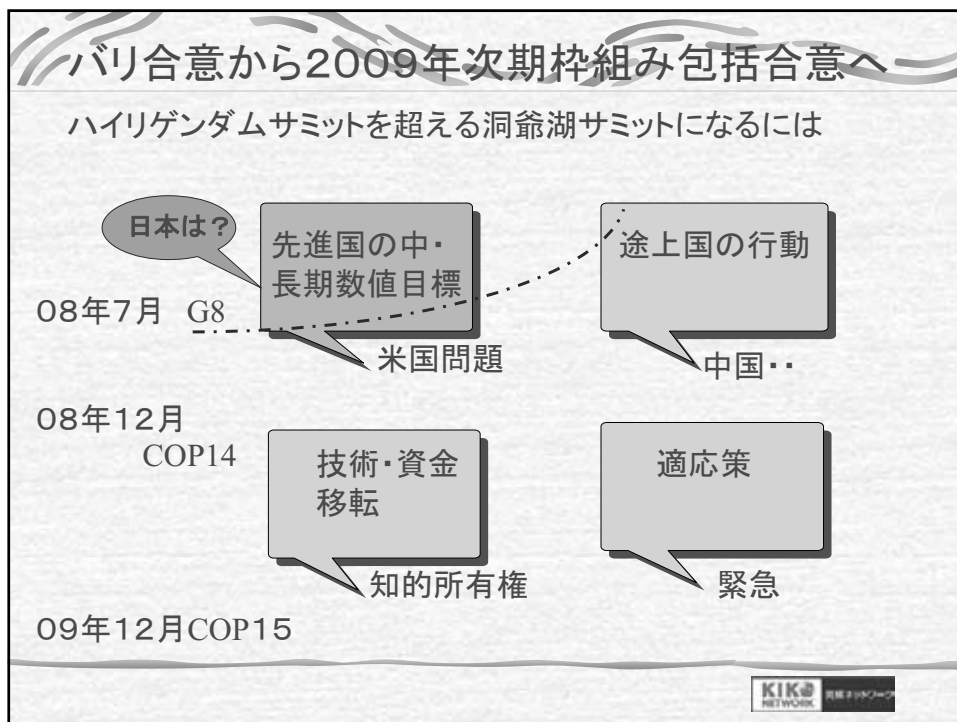
## 危険な気候異変を防ぐための世界の動き

- ❖ EU  
 2013年～のエネルギー・気候変動政策パッケージで中期目標と達成のための指令案  
 第3期域内排出量取引は、新たな制度設計による制度
- ❖ UK Climate Change Bill  
 NGOが提案。  
 世界で初めての気候保護法の成立へ
- ❖ US 州レベルでの取組が今も広がっている
- ❖ US リーバーマン・ウォーナー法案  
 あらゆるセクター、NGOも関与  
 排出枠の設定・オークション収益によるポリシーミックス



## 世界に広がる国内排出量取引・炭素税





## G8、COP・MOPの進展を妨げているのは？

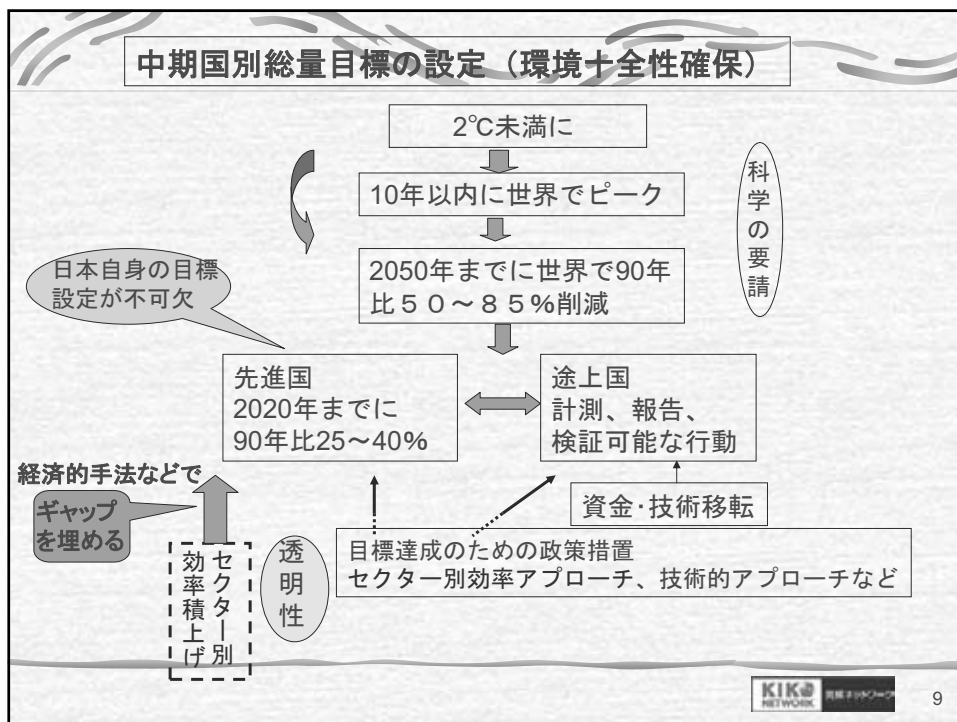
ブッシュ政権だけではない。  
日本の問題

- ❑ 京都議定書を否定する経済界などから続いている。  
(法的拘束力のある総量削減目標に反対)
- ❑ 経団連の反対で日本自身の中・長期削減目標を設定できていない。バリ合意も無視しようとしてきた。
- ❑ 目標設定にセクター効率目標による積み上げ方式を提案・固執し、交渉を混乱。
- ❑ ピーク年を20年後、基準年を2005年に遅らせる。
- ❑ 経団連の反対で、キャップ&トレード型国内排出量取引制度・炭素税を導入できず。中味の議論もできない。

ダボスでの福田首相の発言が根拠とされている！

**KIKO NETWORK** 気候ネットワーク





## 民主党 地球温暖化対策基本法案

**気候保護の視点からの、はじめての温暖化対策法案！**

- ☑ 2020年25%・2050年60%超の削減数値目標を定めた法案
- ☑ 新エネルギーに導入数値目標(2020年10%)を明記
- ☑ 削減目標達成のため、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税の導入を明記し、是非論に終止符。制度設計議論を加速させる。

**さらに求められる課題**

- ☑ 排出抑制ではなく、総量削減を明記。より高い目標。
- ☑ 数値目標の法的拘束力性を明記
- ☑ 「生産」と消費、生活様式の変化を求める
- ☑ エネルギー施策も排出削減を所与とすべきこと
- ☑ 情報基盤拡充のための措置の強化
- ☑ 総量でのギャップによる取引制度の制度設計
- ☑ 市民参加、議会の関与のあり方

KIKO NETWORK 気候ネットワーク

## 将来世代に安全な大気と生活を引き継ぐための法案を提案

### 気候保護法案(気候ネットワーク)

#### 削減数値目標を定め排出経路を示す

短期目標： 2008年～2012年 6%削減

中期目標： 2020年 30%削減

長期目標： 2050年 80%削減 (90年比)

\* 2012年～2050年までの目標を直線で結び排出経路の数値をもって、毎年の排出目標とする。

\* 2020年までに再生可能エネルギーの一次エネルギーに対する比率を20%とする。

#### 削減を担保するために必要な施策の柱

温室効果ガスの排出に価格をつけ、必要な投資を行うための仕組みの導入

国内排出量取引制度	炭素税など	再生可能エネルギー促進政策	排出量報告公表	民生・運輸の規制と支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップ・アンド・トレード型</li> <li>直接排出量による排出枠割当等</li> <li>排出枠のオークションなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税の価格インセンティブ効果</li> <li>地方税も</li> <li>排出量取引参加事業者への軽減措置など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力：RPS制度から固定価格買取制度に</li> <li>太陽熱利用：大幅拡大のための支援制度など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所単位、都道府県単位の基礎情報の公表(燃料別及び電気の種類別の使用量も)</li> <li>自治体単位の電力・ガス等の使用量情報公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ診断・買い換え支援、人材育成への支援等</li> <li>公共交通の自治体支援</li> <li>税のグリーン化、一般財源化と財源活用 など</li> </ul>



## 情報基盤の更なる整備が必要

- 地球温暖化対策推進法の、大口排出事業所(発電所、工場、オフィスなど)と運輸事業者の個別排出量を公表する制度は不十分。
- 事業所の直接排出量、燃料別使用量情報が不可欠。
- 秘密保護規定の削除(14社36工場(鉄鋼33、化学3が非開示。全体の排出量の13%)。
- 自治体の民生・運輸対策には、都道府県・市単位での電力・ガス・ガソリンの契約別消費量情報の提供義務・公表が必要



## 国内排出量取引の設計例

- ❑ 対象事業所・カバー率・排出枠
  - 省エネ法第1種事業所レベル(約8000で65%)
  - 直接排出の総量で排出枠
- ❑ 取引期間
  - 2010年から試行。2013年から本格実施
- ❑ 排出枠割当
  - 過去実績・新規参入者枠+自治体、消費者枠など..
- ❑ 早期取組への評価(公平性)
  - 一定割合での増減(申請主義・省エネ法データ活用)
- ❑ 有償割当(オークション)の適否
  - 次第に有償化へ
- ❑ オークション収益の配分
  - 削減支援・適応支援...税・財政との調整
- ❑ 国際競争セクター対応
  - 対象セクターの有無の調査から



## 09年包括合意までに成立させ、 国際合意とともに2010年実施・批准へ



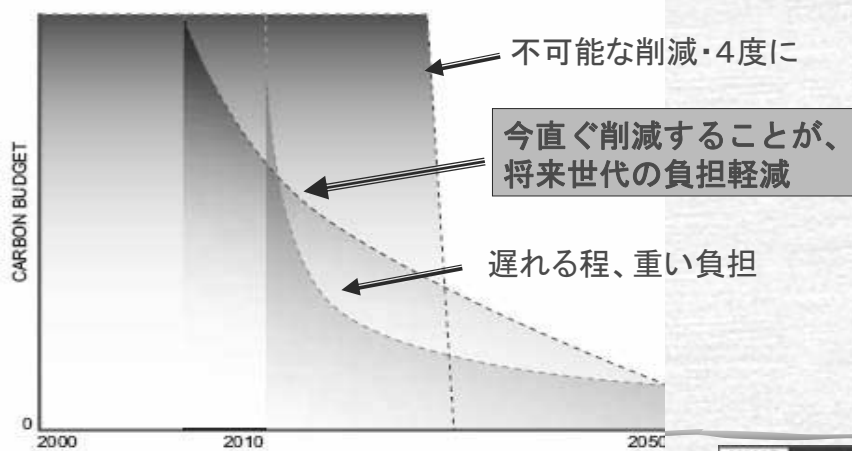
## 気候保護の法を求める消費者・市民の声

- Make the Rule キャンペーン企画！  
市民と危機感を共有・コストも一定引受
- 地域で地方議会決議を！
- 地域での対策を後押しする国の法律へ
- 市民参加、科学者の声を活かす仕組み？
- 政治と市民の共同の取組経験に

KIKO NETWORK 気候ネットワーク

## Carbon Budget

- 削減経路を明確に
- 炭素に価格
- 排出削減と経済との切り離し



KIKO NETWORK 気候ネットワーク



# 参考資料



被害を最低限に抑えるためには低い温度上昇にとどめる必要。

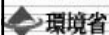
## 世界で必要な排出削減 IPCC第四次報告から

カテゴリー	追加的な放射強制力 <sup>※2</sup> (ワット/平方メートル)	CO <sub>2</sub> 濃度 (ppm)	温室効果ガス濃度 (CO <sub>2</sub> 換算) (ppm)	産業革命前からの 気温上昇(°C) <sup>※3</sup>	CO <sub>2</sub> 排出がピーク となる年(年) <sup>※4</sup>	2050年のCO <sub>2</sub> 排出量 (2000年比、%) <sup>※4</sup>	研究されたシナリオ数
I	2.5~3.0	350~400	445~490	2.0~2.4	2000~2015	-85 ~ -50	6
II	3.0~3.5	400~440	490~535	2.4~2.8	2000~2020	-60 ~ -30	18
III	3.5~4.0	440~485	535~590	2.8~3.2	2010~2030	-30 ~ +5	21
IV	4.0~5.0	485~570	590~710	3.2~4.0	2020~2060	+10 ~ +60	118
V	5.0~6.0	570~660	710~855	4.0~4.9	2050~2080	+25 ~ +85	9
VI	6.0~7.5	660~790	855~1130	4.9~6.1	2060~2090	+90 ~ +140	5
合計							177

※1:炭素循環と気候変化との間のフィードバックは、大気中二酸化炭素のある安定化レベルに達するのに必要な緩和量に影響する。フィードバックは、温暖化が進むにつれて大気中に残る人為的排出量の割合を増加させるとみられ、そのため、ここで評価された排出削減量は過小評価されている可能性がある。

※2:正の放射強制力は地表面を暖め、負の放射強制力は地表面を冷やす。地球に出入りするエネルギーのバランスを変化させる影響力のことで、1平方メートルあたりのワット数で表される。

※3:気候感度の最善の推計値は3°C。 ※4:TAR以降のシナリオ分布の15-85%値に対応する範囲。



出典:AR4 SPM 表5

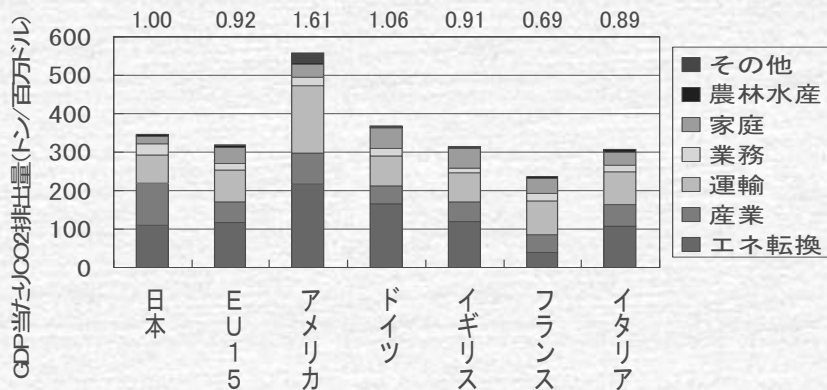




# 「省エネ先進国」は昔のこと

## GDP比CO2排出量の国際比較(購買力平価)

<GDP(購買力平価)当たりCO2排出量の国際比較(直接排出、2004年)>

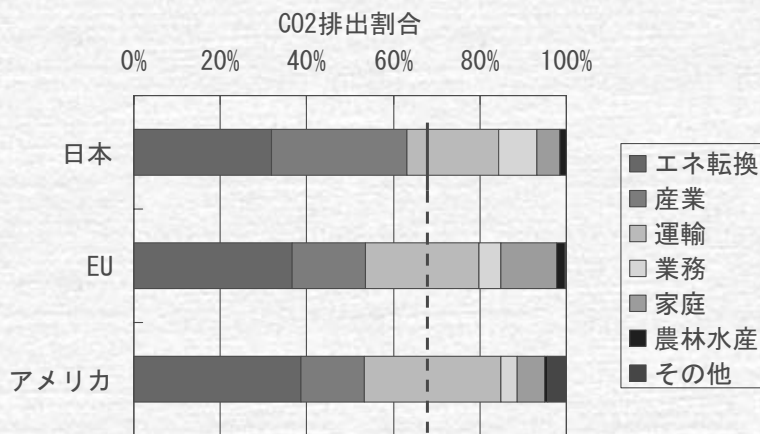


- 日本は国全体としては欧州諸国と同程度
- 運輸と家庭が小さく、産業は欧米より大きい

出所: 日本・EU・アメリカが気候変動枠組条約に提出した温室効果ガス排出目標(CO2排出量)、IEA Energy balances of OECD Countries 2003-2004(GDP)より作成

# 大口排出源 エネルギー転換、産業、大規模業務・運輸

## 国内C&T型排出量取引が削減対策の中核



# 部門別排出量の推移

間接排出

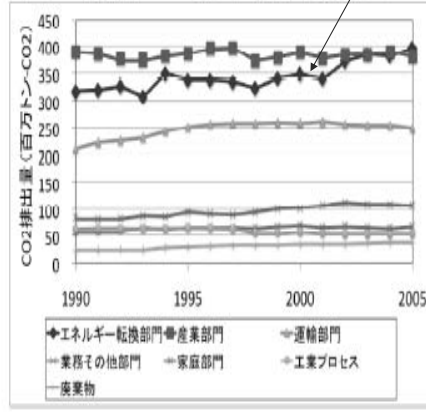
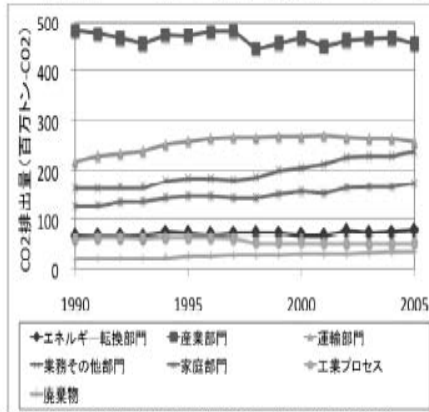
直接排出

(電力を最終消費部門に配分)

発電

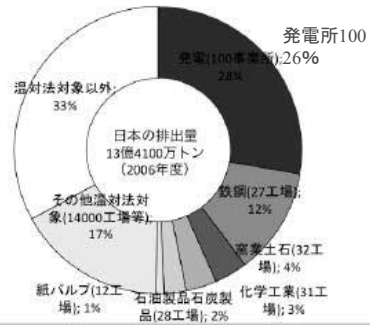
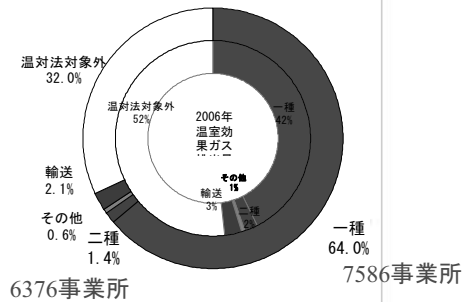
図3 部門別のCO2排出量推移(間接排出(電力配分後))

図4 部門別のCO2排出量推移(直接排出)



国立環境研究所温室効果ガス排出インベントリより作成

## 政府の2006年度分排出量公表からの推計 第1種事業所レベルからの直接排出で約7割



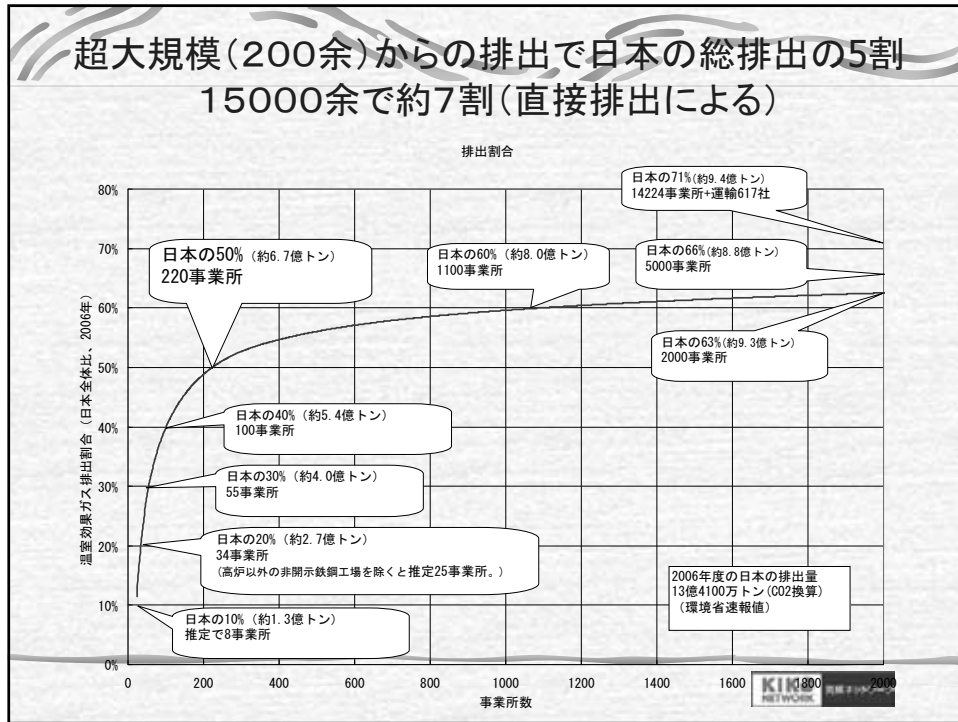
外円 直接排出  
内円 間接排出

図8 日本の大口事業所の排出割合(直接排出量)

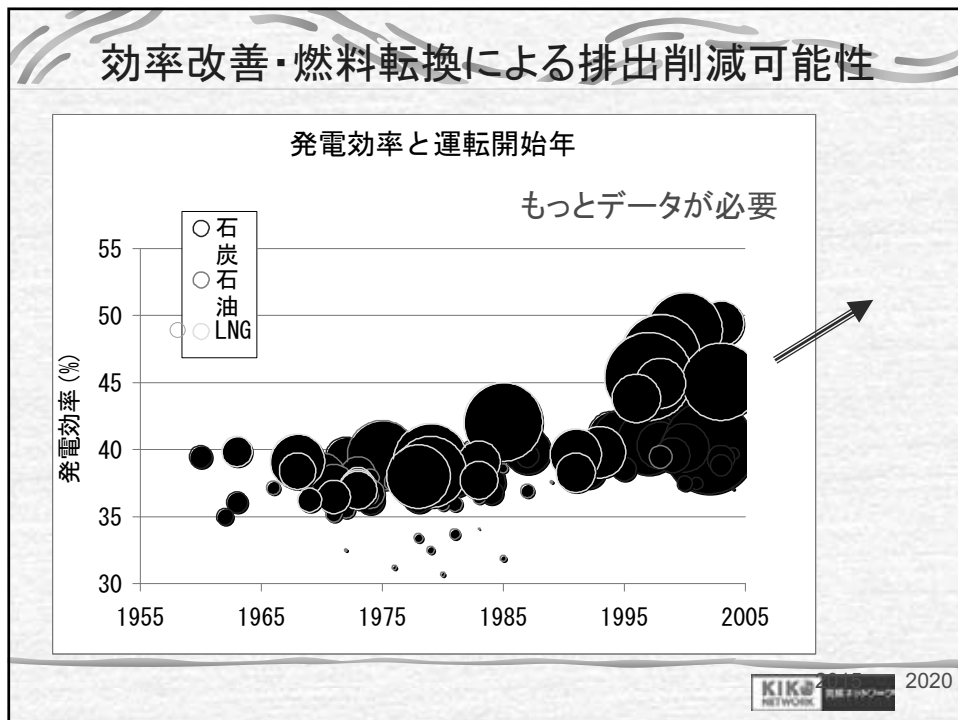
気候ネットワーク推計



## 超大規模(200余)からの排出で日本の総排出の5割 15000余で約7割(直接排出による)



## 効率改善・燃料転換による排出削減可能性



## いわゆる「52兆円負担」について

### 2つの問題点

- (1) 省エネは「設備投資」と、省エネにより得られる「エネルギーコスト削減」で全体コストが決まる。「設備投資額」だけ示して「大きい」と騒いでも意味がない。
- (2) 右のように、排出量の小さな部門が大半の負担との想定。排出量の大きな部門では削減しない変な前提であることを示唆するもの。

	CO <sub>2</sub> 排出割合 (直接)	経産省試算の「負担」
発電	約30%	4.7兆円
産業	約35%	3.7兆円
業務	8%	17.2兆円
家庭	5%	21.0兆円
運輸	19%	5.7兆円

他に廃棄物3%



## いわゆる「52兆円負担」について

エネルギーコスト削減もざっと試算すると・・・

	CO <sub>2</sub> 排出割合 (直接)	経産省試算の「負担」 (設備投資)	エネルギーコスト削減 (経産省は試算せず)
発電 エネ転	約30%	4.7兆円	節電で火力発電所25基建設中止可能 (左に加え建設コスト5兆円削減可能)
産業	約35%	3.7兆円	現在の省エネ対策は投資回収年2年以下
業務	8%	17.2兆円	省エネで毎年4.4兆円節約 投資額を4年で回収
家庭	5%	21.0兆円	省エネで毎年2.5兆円節約 投資額を8年で回収
運輸	19%	5.7兆円	省エネで毎年0.7兆円節約 投資額を6年で回収

他に廃棄物3%

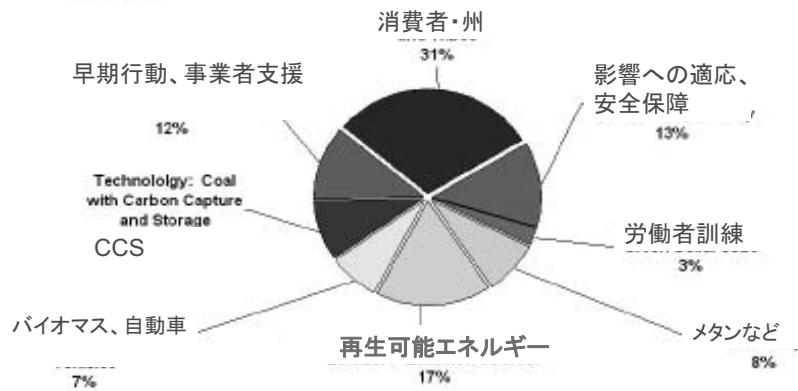
業務と家庭は電気、運輸はガソリンで計算

エネルギーコスト減を勘定に入れば全体では必ずしも過大な負担ではない。排出量の3分の2を占める発電と産業にもっと投資すれば大きな削減が期待できる。それを具体的に促す政策導入（排出量取引、炭素税など）が不可欠。

米国法案の排出枠・オークション収益の活用  
大規模排出事業所 × 中小・家庭対策を社会的に解決



Lieberman-Warner Climate Security Act (S. 2191)  
Allocation of Allowances (thru 2050)  
According to Purpose of Funds





## 地球温暖化問題関連用語説明

シンポジウムで使用された用語について、議事録を読んでいただく方の便利のために準備したものです。より詳しい説明を必要とされる場合や引用される場合は、専門書や関係機関のホームページなどの解説をご活用ください。(あいうえお・アルファベット順)

### 気候変動枠組み条約

「気候変動に関する国際連合枠組み条約」が正式名称。温室効果ガスの大気中の濃度を安定化し、気候を保護することを目的として 1992 年に採択され、94 年に発効した。“COP” は、条約締約国会議 (Conference of the Parties) の略。97 年の COP3 で主要先進国に温室効果ガスの排出削減を課す京都議定書が採択され、日本は「第 1 約束期間 (2008-2012 年)」中に 90 年比で温室効果ガスを 6%削減することが求められている。

#### COP13 (気候変動枠組み条約第 13 回締約国会議)

バリ会合。2007 年 12 月、京都議定書の第 1 約束期間 (2008-2012 年) 以降の地球温暖化対策の枠組みづくりを目指して開催された。すべての締約国が参加して 2013 年以降の枠組み等を議論する検討の場を立ち上げ、2009 年までに採択するバリ・ロードマップが合意された。

#### COP15 (気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議)

2009 年、コペンハーゲンで開催予定。バリ・ロードマップで 2013 年以降の枠組みを決定する期限と定められており、現在 COP15 に向けて国際交渉が進められている。

### 固定価格買取制度

自然エネルギーによって発電された電力を、一定の価格で全量買い取ることを電気事業者に義務づける制度。ドイツなどで自然エネルギー普及の原動力となったことが知られている。日本では、電気事業者に供給電力量の一定の割合を自然エネルギーでまかなうことを義務付ける割当制度が取られている。

### 排出量取引制度

環境汚染物質 (この場合は温室効果ガス) の排出量を減らすための手法。企業等に排出する権利 (排出権) を割り振り、割り当てを上回って温室効果ガスを排出した企業等には、割り当て量以内に排出量を収めた企業等から、その分の排出権を買うことを義務づける制度。市場のメカニズムを活用することで、効率よく排出量を削減することが狙い。

#### キャップ・アンド・トレード型排出量取引制度

国などの全体の排出枠の上限を設定し、その枠 (キャップ) の中で排出枠の取引 (トレード) を行う形式の排出量取引制度。必要とする削減量を確実に達成できることがメリット。反対の立場からは、排出量の初期配分における公平性の確保の難しさなどが指摘される。

#### グラント・ファザリング方式

キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度の初期配分方式の一つ。制度が始まる前のそれぞれの企業等の排出実績 (数年間の平均値など) を基準として、排出枠を無償で配分する。

### オークション方式

キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度の初期配分方式の一つ。排出量を必要とする企業等に、オークションを通して、排出枠を有償で配分する。

### ベンチマーク方式

キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度の初期配分方式の一つ。産業ごとに標準的な生産方法における基準排出量を設定し、その基準排出量に基づいて、個別企業等に排出枠を無償で配分する。

### EU-ETS (EU 域内排出量取引制度、European Union Emission Trading Scheme)

EU 域内での排出量取引制度。2005 年 1 月開始。2007 年までの第 1 フェーズの結果を踏まえ、現在、第 2 フェーズ (2008~2012 年)。エネルギー多消費施設発電所、エネルギー多消費施設が対象。日系企業も一部対象となっている。

### RGGI (地域温室効果ガスイニシアティブ、Regional Greenhouse Gas Initiative)

米国北東部 10 州が参加する排出量取引制度で、2009 年 1 月 1 日開始予定。オークション方式の割当方法を主に採用している。参加各州は、単独でオークションを行うか、均一地域オークションに参加するか選択をする。

### 自主行動計画 (環境自主行動計画)

1997 年に日本経団連が策定した、産業界による地球温暖化対策のための自主的な計画。「2010 年度に産業部門およびエネルギー転換部門からの CO<sub>2</sub> 排出量を 1990 年度レベル以下に抑制するよう努力する」ことを目的とし、現在 60 団体・企業が参加 (日本の総排出量の約 4 割、産業・エネルギー転換部門の約 8 割をカバー)。政府の「京都議定書目標達成計画」は「産業・エネルギー転換部門での温暖化防止対策の中心的役割を果たすもの」と位置づけられ、審議会等によるフォローアップが行われている。

### スターン・レポート (スターン・レビュー)

英国政府の依頼でニコラス・スターン元世界銀行上級副総裁が作成した、地球温暖化による経済影響についての報告書。2006 年 10 月公表。地球温暖化対策を講じなかった場合のリスクと費用が巨額に上る一方、対策の費用は相対的に小さくなる可能性を示した。(対策を講じなかった場合のリスクと費用の総額は現在と将来の世界の年間 GDP の 5%、さらに広範囲のリスクや影響を考慮に入れた損失額が少なくとも GDP の 20% に達する可能性がある一方、温室効果ガスの排出削減などの対策を講じた場合の費用は GDP の 1% 程度で済む可能性あるとしている。) また、国内排出量取引、技術協力、森林保全、温暖化による直接的な被害対策などを国際的に進めることを求めている。

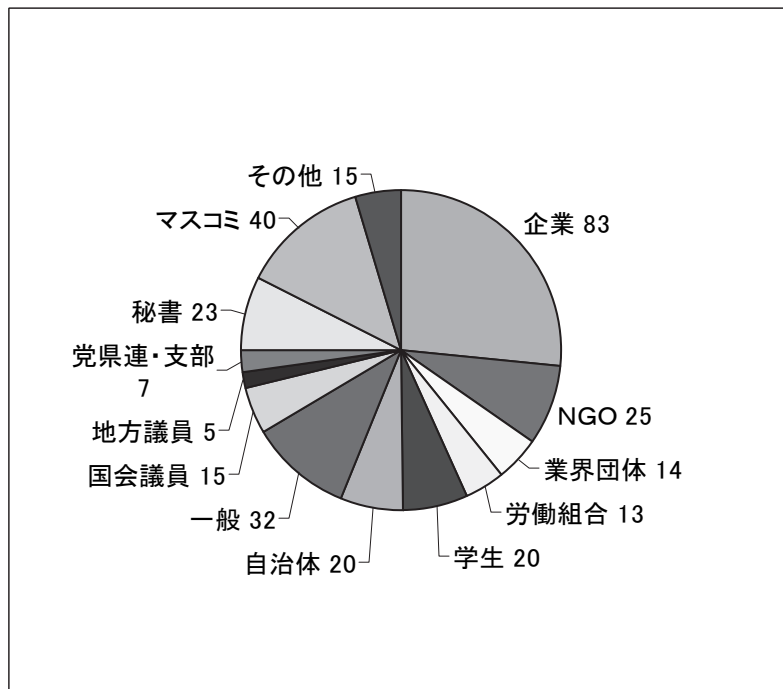
### IPCC (気候変動に関する政府間パネル、Intergovernmental Panel on Climate Change)

1988 年、気候変化やその影響、適応、緩和策について科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) が設立した組織。アル・ゴア元米国副大統領とともに 2007 年ノーベル平和賞を受賞。2007 年 11 月に公表された第 4 次評価報告書統合報告書は「地球温暖化が人間活動によるものである」ことをほぼ断定し、同年 12 月にバリで開催された COP13 に強い影響を与えた。

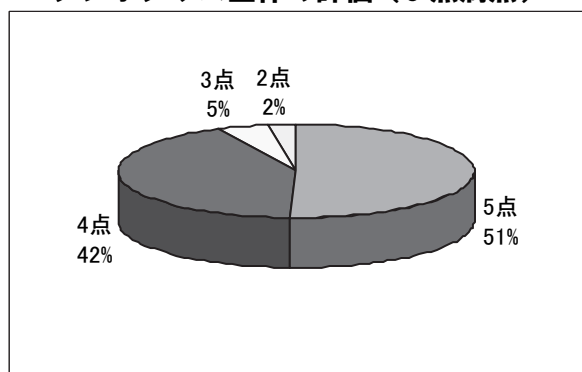
## 来場者アンケート調査結果

来場者数：312人 回答者数：83人（回収率：26%）

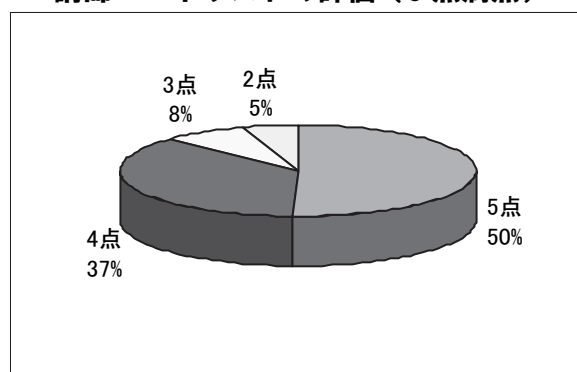
来場者の内訳（単位：人）



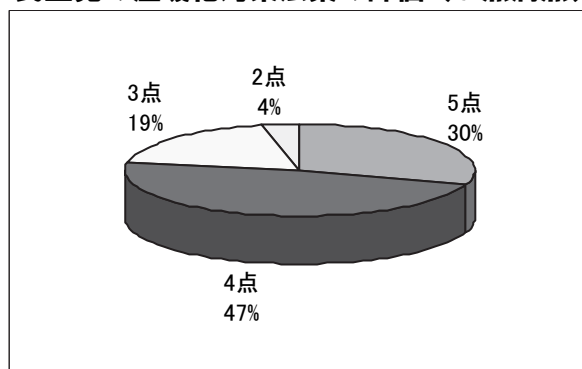
シンポジウム全体の評価（5点満点）



講師・パネリストの評価（5点満点）



民主党の温暖化対策法案の評価（5点満点）



2008年1月8日

第424回常任幹事会（報告・承認事項）

## 民主党「地球温暖化対策本部」の設置について

顧問	藤井 裕久 菅 直人 直嶋 正行 川端 達夫
本部長	岡田 克也
副本部長	小沢 鋭仁（国民運動） 岡崎トミ子（環境） 原口 一博（総務） 鉢呂 吉雄（外務） 増子 輝彦（経済産業） 筒井 信隆（農林水産） 長浜 博行（国土交通）
事務総長	福山 哲郎
事務局長	古川 元久
事務局長代理	長妻 昭
事務局次長	細野 豪志 田島 一成 村井 宗明 藤末 建三 舟山 康江

（※必要に応じて役員追加あり）

以上





民主党環境シンポジウム

「民主党の脱地球温暖化戦略 ～地球温暖化対策基本法制定に向けて～」開催記録

2008年7月 第1版第1刷発行

編集：民主党地球温暖化対策本部事務局

発行：民主党

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-1

TEL 03-3595-9988（代表）FAX 03-3595-9961

URL : <http://www.dpj.or.jp/> E-mail : [info@dpj.or.jp](mailto:info@dpj.or.jp)

検印省略 Printed in Japan

Copyright (C) 2008 The Democratic Party of Japan. All Rights reserved.

